

資料編

目 次

資料 1 防災組織・活動体制関係

1-1	小山市防災会議条例	資	1-1
1-2	小山市防災会議委員名簿	資	1-3
1-3	小山市災害対策本部条例	資	1-5
1-4	災害対策本部の任務分担	資	1-6
1-5	小山市震災建築物応急危険度判定要綱	資	1-14
1-6	小山市被災宅地危険度判定実施要綱	資	1-17

資料 2 自主防災関係

2-1	小山市自主防災会一覧	資	2-1
2-2	小山市自主防災資機材等支給要綱	資	2-3
2-3	小山市自主防災活動費補助金交付要綱	資	2-5
2-4	計画提案のあった地区防災計画一覧	資	2-7

資料 3 防災に係る行政用無線

3-1	消防無線設備設置状況	資	3-1
3-2	MCA無線機配置一覧	資	3-2
3-3	同報系防災行政無線設置状況	資	3-4

資料 4 災害危険箇所関係

4-1	土砂災害警戒区域等指定箇所一覧	資	4-1
4-2	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧	資	4-2

資料 5 水防関係

5-1	浸水想定区域図（想定最大規模）	資	5-1
5-2	重要水防箇所一覧	資	5-16
5-3	主要水門・樋門一覧	資	5-21
5-4	河川等監視カメラ設置箇所一覧	資	5-26
5-5	水防倉庫・水防資材一覧	資	5-27
5-6	土のう備蓄一覧	資	5-29

資料6 輸送関係

6-1	緊急輸送道路指定路線一覧	資	6-1
6-2	飛行場外・緊急離着陸場等一覧	資	6-3
6-3	緊急通行車両確認証明書	資	6-4

資料7 避難関係

7-1	指定避難所一覧	資	7-1
7-2	土砂災害時避難施設一覧	資	7-3
7-3	指定緊急避難場所一覧	資	7-3
7-4	洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧	資	7-4
7-5	土砂災害警戒（特別警戒）区域内要配慮者利用施設一覧	資	7-6
7-6	福祉避難所一覧	資	7-7
7-7	避難所開設時派遣職員名簿	資	7-8

資料8 支援制度関係

8-1	災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準 （早見表）	資	8-1
8-2	小山市小災害見舞金支給規則	資	8-8
8-3	災害弔慰金の支給等に関する条例	資	8-10
8-4	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	資	8-15
8-5	小山市被災者生活再建支援金支給要綱	資	8-39
8-6	小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援条例	資	8-46
8-7	小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援条例施行規則	資	8-49
8-8	罹災証明書	資	8-60
8-9	災害に対する小山市の支援情報	資	8-61

資料9 災害情報・伝達関係

9-1	栃木県火災・災害等即報要領	資	9-1
9-2	各種報告等様式一覧	資	9-23

資料10 防災協定関係

10-1	防災協定締結先一覧(自治体等)	資	10-1
10-2	防災協定締結先一覧(民間)	資	10-3
10-3	防災協定締結先一覧(福祉関係)	資	10-14

資料 1 防災組織・活動体制関係

1 - 1 小山市防災会議条例

昭和38年3月16日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、小山市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づく水防計画の調査審議等その他の法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 陸上自衛隊宇都宮駐屯地に所属する自衛官のうちから市長が委嘱する者
- (3) 栃木県の知事の部局の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 栃木県の警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市長部局の職員のうちから市長が任命する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (10) その他市長が特に認める者

6 前項の委員は、50人以内とする。

7 第5項第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議に必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月20日条例第3号) 抄

この条例は、次の附属機関の委員、構成員等の委嘱又は任命から施行する。

附 則 (平成11年12月24日条例第29号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月21日条例第8号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日条例第7号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月27日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(第1条に関する経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される改正後の小山市防災会議条例第3条第5項第9号の規定に基づく委員の任期の終期は、この条例の施行の際現に改正前の小山市防災会議条例第3条第5項第9号の規定に基づき委嘱されている委員の任期の終期とする。

附 則 (平成29年6月26日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 小山市防災会議委員名簿

	委員	職名	根拠
	会長	小山市長	条例第3条第2項
1	1号委員	関東農政局栃木県拠点	条例第3条第5項第1号（指定 地方行政機関の職員）
2		関東農政局栃木南部農業水利事業所	
3		宇都宮国道事務所小山出張所	
4		利根川上流河川事務所	
5		利根川上流河川事務所古河出張所	
6		利根川上流河川事務所渡良瀬遊水池出張所	
7		下館河川事務所	
8		下館河川事務所伊讚出張所	
9	2号委員	陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊本部管理中隊	条例第3条第5項第2号（自衛隊）
10	3号委員	県南健康福祉センター	条例第3条第5項第3号（栃木 県の知事部局の職員）
11		栃木土木事務所	
12	4号委員	小山警察署	条例第3条第5項第4号（警
13	5号委員	副市長	条例第3条第5項第5号（市長 部局の職員）
14		総務部長	
15		市民生活部長	
16		保健福祉部長	
17		産業観光部長	
18	建設水道部長		
19	6号委員	教育長	条例第3条第5項第6号（教育 長）
20	7号委員	消防長	条例第3条第5項第7号（消防 長及び消防団長）
21		消防団長	
22	8号委員	東日本電信電話(株)栃木支店	条例第3条第5項第8号（指定 公共機関又は指定地方公共機関 の職員）
23		日本郵便(株)小山郵便局	
24		東京電力パワーグリッド(株)栃木南支社	
25		(株)エナジー宇宙小山事業所	
26		(一社)栃木県トラック協会小山支部	
27		(一社)小山地区医師会	
28		(公社)栃木県看護協会小山地区支部	
29		東日本旅客鉄道(株)大宮支社小山駅	
30		地方独立行政法人新小山市市民病院	
31		9号委員	
32	10号委員	テレビ小山放送(株)	条例第3条第5項第10号（その他 市長が認める者）
33		小山市女性防火クラブ連合会	
34		小山建設業協同組合	
35		小山市民生委員児童委員協議会	
36		小山市男女共同参画推進協議会	
37		小山市自治会連合会	

1 - 2 小山市防災会議委員名簿

	委員	職 名	根 拠
38	10号委員	小山市男女共同参画推進員	条例第3条第5項第10号（その他市長が認める者）
39		小山市男女共同参画推進員	
40		小山市男女共同参画推進員	

1-3 小山市災害対策本部条例

昭和38年3月16日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、小山市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指命する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月24日条例第21号）

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成24年9月27日条例第27号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する

1-4 災害対策本部の任務分担

部局名 (部長)	班 名	班 員	任 務 分 担
	秘書班	秘書課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 被災地の視察及び被災者の見舞に関すること。 3 他の部への応援協力に関すること。
総合政策部	総合政策班	総合政策課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 国、県等関係機関との総合調整に関すること。 2 市民からの情報等の収集に関すること。 3 部内各班の連絡調整に関すること。
	まちの魅力推進班	まちの魅力推進課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民への災害情報の提供に関すること。 2 報道機関への災害情報の提供及び連絡調整に関すること。 3 部内各班への応援協力に関すること。
	田園環境都市推進班	田園環境都市推進課職員	部内各班への応援協力に関すること。
	ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進班	ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課職員	部内各班への応援協力に関すること。
総務部	行政総務班	行政総務課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部事務局の運営に関すること。 2 被害状況の情報収集、整理及び報告に関すること。 3 国、県及び防災関係機関等との連絡調整に関すること。 4 県、他市町及び自衛隊への応援要請に関すること。 5 義援物資等の受入れに関すること。 6 部内各班の連絡調整に関すること。
		文書館職員	1 文書館の被害状況の調査報告に関すること。
	職員班	職員課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員指示及び動員計画に関すること。 2 災害対策従事職員に対する給付、健康管理等に関すること。 3 被災職員に対する給付及び援助に関すること。 4 他市町からの応援職員の配属に関すること。 5 部内各班への応援協力に関すること。
	人権・男女共同参画班	人権・男女共同参画職員	1 部内各班への応援協力に関すること。
	情報政策班	情報政策課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報通信機器の被害状況の調査報告に関すること。 2 庁内システムの安定運用に関すること。 3 部内各班への応援協力に関すること。
	危機管理班	危機管理課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の総合的な企画及び調整に関すること。 2 災害対策本部事務局の運営に関すること。

1-4 災害対策本部の任務分担

部局名 (部長)	班 名	班 員	任 務 分 担
			<ul style="list-style-type: none"> 3 災害対策本部長の命令の伝達に関する事。 4 被害状況の情報収集、整理及び報告に関する事。 5 国、県及び防災関係機関等との連絡調整に関する事。 6 県、他市町及び自衛隊への応援要請に関する事。 7 災害救助法の適用に関する事。 8 記録の編集及び保存に関する事。 9 見舞金及び義援金の受領及び保管に関する事。
理財部	資産経営班	資産経営課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 市有財産の被害状況の調査報告に関する事。 2 市有車両その他輸送手段の確保に関する事。 3 救援物資の輸送に関する事。 4 災害対策に必要な資機材及び物品の調達に関する事。 5 部内各班への応援協力に関する事。
	公共施設整備班	公共施設整備課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 市有財産の被害状況の調査報告に関する事。 2 市有車両その他輸送手段の確保に関する事。 3 救援物資の輸送に関する事。 4 災害対策に必要な資機材及び物品の調達に関する事。 5 部内各班への応援協力に関する事。
	契約検査班	契約検査課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策に必要な資機材及び物品の調達に関する事。 2 部内各班への応援協力に関する事。
	財政班	財政課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害関係予算の編成及び資金調達に関する事。 2 部内各班への応援協力に関する事。
	市民税班	市民税課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 住家等の被害状況の調査報告に関する事。 2 罹災台帳及び罹災証明の作成に関する事。 3 被災者に対する所管の地方税の減免に関する事。 4 部内各班への応援協力に関する事。
	資産税班	資産税課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 住家等の被害状況の調査報告に関する事。 2 罹災台帳及び罹災証明の作成に関する事。 3 被災者に対する所管の地方税の減免に関する事。 4 部内各班への応援協力に関する事。
	納税班	納税課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 住家等の被害状況の調査報告に関する事。 2 罹災台帳及び罹災証明の作成に関する事。 3 地方税の徴収猶予に関する事。 4 部内各班への応援協力に関する事。
市民生活部	市民生活安心班	市民生活安心課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 自治会との連絡調整に関する事。 2 ボランティアの受入れ調整に関する事。

1-4 災害対策本部の任務分担

部局名 (部長)	班名	班員	任務分担
			<ul style="list-style-type: none"> 3 警察署との連絡調整に関する事。 4 市民相談窓口の開設に関する事。 5 部内各班の連絡調整に関する事。
	国際政策班	国際政策課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 外国人への情報提供に関する事。 2 部内各班への応援協力に関する事。
	環境班	環境課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理及び運搬に関する事。 2 仮設トイレ設置に関する事。 3 遺体の埋葬及び火葬に関する事。 4 衛生害虫等の駆除に関する事。 5 公害の調査及び汚染防止に関する事。 6 動物愛護に関する事。 7 健康増進班への協力活動に関する事。 8 部内各班への応援協力に関する事。
	市民班	市民課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 出張所の被害状況の調査報告に関する事。 2 被災者名簿の作成に関する事。 3 安否情報の照会への回答に関する事。 4 身元不明死亡者の調査に関する事。 5 部内各班への応援協力に関する事。
	出張所班	出張所職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部との連絡調整に関する事。 2 区域内住民への避難指示等の伝達に関する事。 3 区域内の避難所の開設に関する事。 4 区域内自治会等関係団体との連絡調整に関する事。
	国保年金班	国保年金課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者の保険給付に関する事。 2 被災者に対する国民年金保険料の免除に関する事。 3 部内各班への応援協力に関する事。
保健福祉部	福祉総務班	福祉総務課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内関係施設の被害状況の調査報告に関する事。 2 要配慮者への支援計画の作成に関する事。 3 日本赤十字社との共同活動に関する事。 4 被災要配慮者の安全確保及び相談等支援対策に関する事。 5 障害者福祉施設の被害状況の調査報告に関する事。 6 福祉関係団体との連絡調整に関する事。 7 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 8 福祉避難所の設置に関する事。 9 被災者生活再建支援に関する事。 10 災害弔慰金・見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事。 11 部内各班の連絡調整に関する事。
	生活福祉班	生活福祉課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者への生活必需品の供給に関する事。 2 遺体の安置に関する事。 3 部内各班への応援協力に関する事。

1-4 災害対策本部の任務分担

部局名 (部長)	班 名	班 員	任 務 分 担
	こども政策班	こども政策課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 部内各班への応援協力に関すること。
	子育て家庭支援班	子育て家庭支援課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育て支援総合センターの被害状況の調査報告に関すること。 2 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金に関すること。 3 部内各班への応援協力に関すること。
	保育班	保育課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設等の被害状況の調査報告に関すること。 2 被災児童の安全対策に関すること。 3 被災者に対する保育料の減免に関すること。 4 被災児童のメンタルヘルスケアに関すること。 5 部内各班への応援協力に関すること。
	保育所班	保育所職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童の避難誘導に関すること。 2 被災児童の保育対策に関すること。
	高齢生きがい班	高齢生きがい課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 要配慮者の安全確保及び相談等支援対策に関すること。 3 部内各班への応援協力に関すること。
	健康増進班	健康増進課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係医療機関の被害状況の調査報告に関すること。 2 関係医療機関その他医師会等関係機関との連絡調整に関すること。 3 環境班及び関係医療機関との協力活動に関すること。 4 医療救護体制の整備に関すること。 5 感染症対策に関すること。 6 仮設救護所の開設に関すること。 7 救急医薬品の供給の確保に関すること。 8 被災者の健康管理等保健衛生指導に関すること。 9 部内各班への応援協力に関すること。
産業観光部	農政班	農政課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 農畜産物等の被害状況の調査報告に関すること。 2 農業関係団体との連絡調整に関すること。 3 農業関係団体の協力による技術対策の指導に関すること。 4 農地・農業用施設の被害状況等の調査に関すること。 5 監視ポイントの監視に関すること。 6 部内各班の連絡調整に関すること。
	農村整備班	農村整備課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 水門等農業用施設の被害状況の調査報告に関すること。

1-4 災害対策本部の任務分担

部局名 (部長)	班 名	班 員	任 務 分 担
			2 土地改良関係団体との連絡調整に関する事 3 関東農政局栃木南部農業水利事業所との連絡調整に関する事 4 農地・農業用施設の被害状況等の調査に関する事 5 監視ポイントの監視に関する事 6 部内各班への応援協力に関する事
	商業観光班	商業観光課職員	1 所管施設及び商業関係の被害状況の調査報告に関する事 2 商工会議所等関係団体との連絡調整に関する事 3 救援物資の調達及び管理に関する事 4 中小企業融資に係る認定書の交付に関する事 5 被災中小企業の金融対策に関する事 6 義援物資等の受入れに関する事 7 監視ポイントの監視に関する事 8 部内各班への応援協力に関する事
	工業振興班	工業振興課職員	1 所管施設及び工業関係の被害状況の調査報告に関する事 2 義援物資等の受入れに関する事 3 監視ポイントの監視に関する事 4 部内各班への応援協力に関する事
建設水道部	治水対策班	治水対策課職員	1 公共土木施設の被害状況の整理及び報告に関する事 2 被災宅地の危険度判定に関する事 3 河川水位等の災害情報の収集に関する事 4 建設業協同組合等関係機関との連絡調整に関する事 5 監視ポイントの監視に関する事 6 部内各班の連絡調整に関する事
	道路班	道路課職員	1 道路等所管施設の被害状況の調査報告に関する事 2 道路等所管施設の応急復旧対策に関する事 3 水防活動に関する事 4 危険区域の交通規制に関する事 5 監視ポイントの監視に関する事 6 部内各班への応援協力に関する事
	建築班	建築課職員	1 市営住宅等所管施設の被害状況の調査報告に関する事 2 市営住宅等所管施設の応急復旧対策に関する事 3 被災者に対する住宅相談に関する事 4 仮設住宅の建設に関する事 5 住宅の応急修理に関する事 6 監視ポイントの監視に関する事 7 部内各班への応援協力に関する事

1-4 災害対策本部の任務分担

部局名 (部長)	班名	班員	任務分担
	下水道班	上下水道総務課職員 上下水道施設課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 処理場、下水道施設等所管施設の被害状況の調査報告に関する事。 2 処理場、下水道施設等所管施設の応急復旧対策に関する事。 3 被災者に対する下水道使用料等の減免に関する事。 4 監視ポイントの監視に関する事。 5 部内各班への応援協力に関する事。
	水道班	上下水道総務課職員 上下水道施設課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 浄水場等所管施設の被害状況の調査報告に関する事。 2 浄水場等所管施設の応急復旧対策に関する事。 3 応急給水に関する事。 4 被災者に対する水道料金の減免に関する事。 5 監視ポイントの監視に関する事。 6 部内各班への応援協力に関する事。
都市整備部	都市計画班	都市計画課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復興都市計画の作成に関する事。 2 避難所の運営の補助に関する事。 3 監視ポイントの監視に関する事。 4 部内各班の連絡調整に関する事。
	まちづくり推進班	まちづくり推進課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の運営の補助に関する事。 2 監視ポイントの監視に関する事。 3 部内各班への応援協力に関する事。
	市街地整備班	市街地整備課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の調査報告に関する事。 2 所管施設の応急復旧対策に関する事。 3 避難所の運営の補助に関する事。 4 監視ポイントの監視に関する事。 5 部内各班への応援協力に関する事。
	公園緑地班	公園緑地課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園等所管施設の被害状況の調査報告に関する事。 2 公園等所管施設の応急修理に関する事。 3 所管の避難所の開設に関する事。 4 避難所の運営の補助に関する事。 5 監視ポイントの監視に関する事。 6 部内各班への応援協力に関する事。
	建築指導班	建築指導課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災建築物等の被害状況の調査報告に関する事。 2 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 3 被害状況調査の指導に関する事。 4 避難所の運営の補助に関する事。 5 監視ポイントの監視に関する事。 6 部内各班への応援協力に関する事。
教育委員会	教育総務班	教育総務課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校等所管施設の被害状況の調査報告に関する事。

1-4 災害対策本部の任務分担

部局名 (部長)	班名	班員	任務分担
			2 避難所開設の連絡調整に関する事。 3 避難所の設置・運営に関する事。 4 学用品の給与に関する事。 5 被災児童生徒の就学援助に関する事。 6 部内各班の連絡調整に関する事。
	学校教育班	学校教育課職員	1 学校等の被害状況の調査報告に関する事。 2 学校等の応急修理、応急教育に関する事。 3 避難所の運営に関する事。 4 部内各班への応援協力に関する事。
	教育研究班	教育研究所職員	1 所管施設の被害状況の調査報告に関する事。 2 避難所の運営に関する事。 3 部内各班への応援協力に関する事。
	生涯学習班	生涯学習課職員	1 集会所等所管施設の被害状況の調査報告に関する事。 2 避難所の運営に関する事。 3 部内各班への応援協力に関する事。
	文化振興班	文化振興課職員	1 所管施設の被害状況の調査報告に関する事。 2 文化財の被害状況の調査報告に関する事。 3 避難所の運営に関する事。 4 部内各班への応援協力に関する事。
	博物班	博物館職員	1 所管施設の被害状況の調査報告に関する事。 2 避難所の運営に関する事。 3 部内各班への応援協力に関する事。
	車屋美術班	車屋美術館職員	1 所管施設の被害状況の調査報告に関する事。 2 避難所の運営に関する事。 3 部内各班への応援協力に関する事。
	生涯スポーツ班	生涯スポーツ課職員	1 県南体育館等所管施設の被害状況の調査報告に関する事。 2 避難所の運営に関する事。 3 部内各班への応援協力に関する事。
	中央図書班	中央図書館職員	1 図書館の被害状況の調査報告に関する事。 2 避難所の運営に関する事。 3 部内各班への応援協力に関する事。
協力部	議事班	議事課職員	1 議員との連絡調整に関する事。 2 他の部の応援協力に関する事。
	監査班	監査委員事務局職員	他の部の応援協力に関する事。
	選挙管理班	選挙管理委員会職員	他の部の応援協力に関する事。
	農業委員班	農業委員会職員	他の部の応援協力に関する事。
	出納班	出納室職員	1 見舞金及び義援金の保管に関する事。 2 他の部の応援協力に関する事。

1-4 災害対策本部の任務分担

部局名 (部長)	班 名	班 員	任 務 分 担
	社会福祉協議班	社会福祉協議会職員	1 災害ボランティアに関すること。 2 日本赤十字社との連絡調整に関すること。
	広域保健衛生班	広域保健衛生組合職員	災害ごみの処理に関すること。
消防本部	消防班	消防本部職員	1 気象警報等の情報収集及び伝達に関すること。 2 被害状況の調査報告に関すること。 3 消防、水防その他の災害の警戒及び防御活動に関すること。 4 避難指示等の伝達に関すること。 5 警戒区域の設定に関すること。 6 救急救助活動に関すること。 7 広域応援要請に関すること。 8 消防資機材の調達に関すること。 9 関係医療機関との連絡調整に関すること。

※課に属する部署を含む。

1-5 小山市震災建築物応急危険度判定要綱

平成17年12月28日

規程第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県震災建築物応急危険度判定要綱（平成17年3月31日制定。以下「県要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき、地震により多くの建築物が被災したときの余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保するために実施する震災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、県要綱に定めるところによる。

(判定の実施主体)

第3条 本市の区域内において実施する判定は、県の支援のもと、応急危険度判定士の協力を得て本市が主体的に実施するものとする。

(震前対策)

第4条 市長は、円滑な判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、判定業務を本市地域防災計画に位置づけるものとする。

2 都市整備部建築指導課を判定業務所管課とし、同部建築指導課長（以下「建築指導課長」という。）は、次に掲げる事項の実施に努め、判定の実施体制の整備を図るものとする。

- (1) 建築関係業務に従事する技術系職員を応急危険度判定士として養成すること。
- (2) 応急危険度判定士等を招集するための連絡網を作成する等、判定実施時における応急危険度判定士等の速やかな確保に努めること。
- (3) 判定活動に必要な判定用資機材の調達・備蓄を行うこと。

3 建築指導課長は、第6条に規定する小山市震災建築物応急危険度判定実施本部に係る同部建築指導課職員の役割分担及び業務内容を定めた活動指針を作成するものとする。

(判定実施の決定等)

第5条 本市災害対策本部長は、次に掲げる事項に該当すると認めるときは、直ちに判定の実施を決定し、震災建築物応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断した場合
- (2) 県災害対策本部県土整備部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県土整備部建築課）より県要綱第5条第2項の規定に基づく判定の実施の進言があった場合

2 前項に規定する措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部県土整備部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県土整備部建築課）に報告するものとする。

(判定実施本部の設置等)

第6条 前条第1項の規定により判定の実施を決定した場合は、直ちに都市整備部建築指導課に小

山市震災建築物応急危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）を設置する。

- 2 判定実施本部は、都市整備部建築指導課の職員をもって組織する。
- 3 判定実施本部の長は、建築指導課長の職にある者をもって充てる。
- 4 判定実施本部は、判定の実施に当たって、県の震災建築物応急危険度判定支援本部（以下「県支援本部」という。）との相互連絡を取り、判定の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。
この場合において、判定実施本部は、応急危険度実施計画書を作成するものとする。
- 5 判定実施本部は、判定の実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 判定実施に必要な拠点（以下「判定拠点」という。）の確保
 - (2) 現地判定拠点との連絡調整
 - (3) 判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
 - (4) 判定実施についての被災地住民への周知
 - (5) 判定活動の際の現地案内人の確保
 - (6) その他の判定実施に関し必要な事項
(判定の対象区域、対象建築物の決定基準及び手順)

第7条 判定の対象区域は、建築物の被災状況を把握し、全壊、半壊及び一部損壊の建築物の棟数等を考慮して決定する。

- 2 判定の対象建築物は、全壊（倒壊を除く。）、半壊及び一部損壊の建築物とする。この場合において、避難施設として利用されることが想定される学校、公民館等の施設、患者を収容している病院等の施設及び住宅を優先的に判定するものとする。
(県への支援要請、応急危険度判定士等の確保及び判定の実施体制等)

第8条 本市災害対策本部長は、判定実施の決定後、必要に応じて県災害対策本部県土整備部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県土整備部建築課）に対して支援要請を行うものとする。

- 2 本市災害対策本部長は、本市在住の民間の応急危険度判定士に判定活動への協力を要請することができる。
- 3 判定実施本部長は、応急危険度判定士の資格を有する本市職員に判定活動への協力を要請することができる。
- 4 判定業務は、判定実施本部、応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーターによって実施するものとする。
(応急危険度判定士等の移動方法及び宿泊場所の確保等)

第9条 本市職員以外の応急危険度判定士等の判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ本市の公用車の利用を考慮するものとする。

- 2 判定実施本部長は、必要に応じ、応急危険度判定士等の食糧の準備及び宿泊場所の確保等を行うものとする。
(他市町村への応援等)

第10条 市長は、県内外の市町村が被災した場合において県支援本部等から判定に係る応援要請

があった場合は、速やかに当該応援要請に対応するものとする。

(判定活動等における安全及び補償)

第11条 市長は、判定活動又は判定の訓練活動においては、本市職員及び応急危険度判定士等の生命の安全を最優先に考えなければならない。

2 市長は、判定活動に民間の応急危険度判定士等を従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、判定に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規程第26号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

1-6 小山市被災宅地危険度判定実施要綱

平成23年9月30日

規程第66号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模な地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、宅地判定士及び判定調整員（以下「宅地判定士等」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより二次災害を軽減及び防止し、住民の安全を確保するために本市が実施する危険度判定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1項に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地及び第6条に規定する小山市危険度判定実施本部の実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 宅地判定士 被災宅地危険度判定を実施する者として、栃木県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成17年3月30日施行）に基づき栃木県知事が認定し、被災宅地危険度判定士名簿に登録された者又は栃木県以外の都道府県の知事が認定し、当該都道府県の被災宅地判定士名簿に登録された者をいう。
- (4) 危険度判定支援本部 被災した市町が実施する危険度判定を支援するために栃木県災害対策本部（以下「県対策本部」という。）内に設置する組織をいう。
- (5) 危険度判定支援支部 被災した市町が実施する危険度判定を支援するために危険度判定支援本部の下に各栃木県土木事務所に設置する組織をいう。
- (6) 判定調整員 危険度判定の実施に当たり、被災した市町が設置する危険度判定実施本部と宅地判定士間の連絡調整及び危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督等を行うため栃木県知事が認定した宅地判定士をいう。

(危険度判定の実施主体等)

第3条 本市の区域内において実施する危険度判定は、栃木県の支援の下、宅地判定士等の協力を得て市が主体的に実施するものとする。

2 市は、栃木県が本市の区域を含む地域を対象として危険度判定を実施する場合には、栃木県との連絡調整を緊密に行う等、当該危険度判定の円滑な実施を図るための必要な措置を講ずるものとする。

(危険度判定の実施体制の整備等)

第4条 市長は、円滑な危険度判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、本市が実施する危険度判定について小山市地域防災計画の策定事項として位置付けるものとする。

2 危険度判定の所管課は、建設水道部治水対策課（以下「治水対策課」という。）とし、建設水道部治水対策課長（以下「治水対策課長」という。）は、庁内における危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

3 治水対策課長は、栃木県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第3条に規定する宅地判定士としての要件を満たす市職員に対し、宅地判定士としての栃木県知事の認定を受けるよう指導及び要請するものとする。

4 治水対策課長は、危険度判定の実施に必要な宅地判定士及び判定調整員の確保に努めるものとする。

5 治水対策課長は、危険度判定に必要な資機材について、あらかじめ調達し、備蓄しておくものとする。

（危険度判定の実施の決定）

第5条 小山市災害対策本部の本部長（以下「対策本部長」という。）は、大地震等によって多くの宅地が被災したことにより、危険度判定を実施する必要があると判断したときは、直ちに危険度判定の実施を決定し、次条に規定する小山市被災宅地危険度判定実施本部の設置その他危険度判定の実施に必要な措置を講ずるものとする。

2 対策本部長は、前項に規定する措置を講じたときは、その都度、県対策本部に報告するものとする。

3 対策本部長は、危険度判定の実施に当たって、必要に応じて県対策本部に対して支援要請を行うものとする。

（小山市被災宅地危険度判定実施本部の設置等）

第6条 対策本部長は、危険度判定を実施する必要があると判断したときは、前条第1項の規定により小山市被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置するものとする。

2 実施本部に次の各号に掲げる役職を置き、それぞれ当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 実施本部長 建設水道部長
- (2) 副本部長 治水対策課長、都市整備部都市計画課長
- (3) 連絡調整班長 治水対策課建設総務係長
- (4) 物資調達班長 治水対策課排水強化企画係長

3 実施本部は、危険度判定の実施に当たって、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 危険度判定の実施に必要な拠点（以下「危険度判定拠点」という。）の確保
- (2) 危険度判定拠点との連絡調整
- (3) 危険度判定に係る活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
- (4) 被災地住民に対する危険度判定の実施についての周知

- (5) 危険度判定の実施活動の際の現地案内人の確保
- (6) その他危険度判定の実施に関し必要な事項

(危険度判定の対象区域の決定等)

第7条 危険度判定の対象となる区域（以下「対象区域」という。）の決定に当たっては、宅地の地盤、のり面、自然斜面及び擁壁のひび割れ、崩壊、沈下等の被災状況を把握し、被災の箇所数等を考慮して決定するものとする。

- 2 対象区域のうち、優先的に危険度判定を実施すべき宅地は、別に定める。

(危険度判定の実施)

第8条 市が実施する危険度判定は、実施本部、宅地判定士及び判定調整員によって実施するものとする。

- 2 実施本部長は、危険度判定を実施するに当たって、宅地判定士としての認定を受けた市職員に対し、危険度判定を行わせるものとする。

(宅地判定士等の移動方法及び宿泊場所等の確保)

第9条 市職員以外の宅地判定士及び判定調整員の対象区域までの移動方法については、状況に応じ、本市が管理する公用車の利用を考慮するものとする。

- 2 実施本部長は、必要に応じ、宅地判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

(他市町村に対する応援等)

第10条 市長は、県内外の他市町村が被災した場合において、当該他市町村、県対策本部、危険度判定支援本部、危険度判定支援支部等から危険度判定に係る応援要請等があったときは、速やかにこれに応ずるよう努めるものとする。

(危険度判定に係る活動等における安全及び補償)

第11条 市長は、危険度判定又はその訓練に係る活動の実施に当たっては、それに従事する市職員及び宅地判定士等の生命の安全を最優先とすることを考慮して取り組まなければならない。

- 2 市長は、危険度判定に係る活動に民間の宅地判定士等が従事する場合は、被災宅地危険度判定連絡協議会が定める被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則に基づく補償制度の適用を受けるための必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本市が実施する危険度判定に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規程第16号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規程第28号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規程第18号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規程第20号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規程第23号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

資料2 自主防災関係

2-1 小山市自主防災会一覧

(令和6年10月1日現在)

No.	組織名	構成自治会名	設立年月日
1	御殿町	御殿町	平成9年4月25日
2	須賀町	須賀町	平成9年6月25日
3	土塔二	土塔二	平成10年6月28日
4	花垣町	花垣町	平成10年10月6日
5	旭町西	旭町西	平成11年6月6日
6	羽川中央	羽川上一・羽川上二	平成11年6月27日
7	横倉新田	横倉新田	平成12年5月21日
8	天神町	天神町	平成12年6月4日
9	若木町	若木町	平成12年6月11日
10	旭町南	旭町南	平成12年6月17日
11	羽川南部	羽川下三・羽川南	平成13年6月30日
12	土塔一	土塔一	平成13年7月1日
13	駅東	駅東	平成13年7月1日
14	神明町	神明町	平成13年12月1日
15	旭町東	旭町東	平成14年6月1日
16	本郷町	本郷町	平成14年7月7日
17	寒川地区	鏡・押切・中里・寒川・迫間田	平成15年1月21日
18	思水ヶ丘	思水ヶ丘	平成15年11月27日
19	駅東通り三丁目	駅東通り三丁目	平成16年12月18日
20	中河原	中河原	平成17年6月12日
21	上町	上町	平成17年12月8日
22	高椅	中高椅・西高椅・新川	平成18年10月22日
23	エミネンス	エミネンス	平成20年5月25日
24	駅南町	駅南町	平成20年6月28日
25	生井地区	藤塚・中坪・追切・折本・本宿・檜木 生良・上生井・下生井・東生井・白鳥	平成20年7月3日
26	大字間々田	間々田一丁目・二丁目・三丁目・四丁目 五丁目・六丁目・長者町・五料	平成21年2月1日
27	中地区	南小林・川入・上泉・下泉・井岡・小袋 下河原田・生駒・大川島・下初田・発戸	平成22年3月6日
28	横倉	横倉	平成22年11月20日
29	犬塚	犬塚	平成23年9月11日

2-1 小山市自主防災会一覧

No.	組織名	構成自治会名	設立年月日
30	喜沢南	喜沢南部	平成23年10月30日
31	穂積地区	下国府塚・上国府塚・上石塚・下石塚 大行寺・萩島・石ノ上・間中・塩沢	平成24年6月26日
32	芝	芝	平成24年6月30日
33	小山東ニュータウン	小山東ニュータウン	平成24年9月30日
34	思川地区	思川一丁目・二丁目・三丁目・四丁目	平成25年2月21日
35	楓山	楓山	平成25年11月9日
36	西黒田下	西黒田下	平成26年1月26日
37	旭野町	旭野町	平成26年3月9日
38	美しが丘	美しが丘	平成27年2月8日
39	島田地区	上荒川・島田南	平成27年3月28日
40	平和	平和	平成28年3月6日
41	三峯	三峯	平成28年4月24日
42	飯塚	飯塚	平成28年5月22日
43	南半田	南半田山王・南半田東山王・南半田金山・ 南半田本郷・南半田笹原・南半田鎌田・ 南半田川岸	平成29年3月5日
44	延島地区	延島下・延島中・延島上・延島新田・舟 戸・篠原	平成29年3月26日
45	上梁地区	上梁南・上梁北	平成30年2月18日
46	上出井	上出井	平成30年3月18日
47	羽川北	羽川北	平成30年3月25日
48	福良下区	岸福・台・休・福良橋	令和元年7月7日
49	喜沢北部	喜沢北部	令和2年3月15日
50	羽川ふれあい	羽川下二・羽川中	令和2年3月22日
51	喜沢中部	喜沢中部	令和2年5月10日
52	喜沢東部	喜沢東部	令和2年3月16日
53	下梁・西梁地区	下梁・西梁	令和2年3月17日
54	泉ヶ丘	泉ヶ丘	令和2年12月13日
55	城北	城北	令和3年4月4日
56	外城	外城	令和5年5月21日
57	駅東通り二丁目	駅東通り二丁目	令和5年10月1日
58	小原自治会	小原	令和6年4月1日

2-2 小山市自主防災資機材等支給要綱

平成9年4月25日

規程第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織の育成及びその円滑な防災活動を行うために必要な資機材等(以下「防災資機材等」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。

(支給対象)

第3条 防災資機材等の支給の対象となる自主防災組織は、小山市自主防災組織の結成の促進等に関する要綱(令和6年規程第36号)第4条の規定による結成の届出をした自主防災組織とする。

2 既にこの要綱による防災資機材等の支給を受けた自主防災組織は、再度の支給を受けることができないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、自主防災組織は、その活動に係る地域(以下「活動地域」という。)を追加し、当該事実について小山市自主防災組織の結成の促進等に関する要綱第5条の規定による変更の届出をしたときは、再度の支給を受けることができる。

(支給の申請)

第4条 防災資機材等の支給を受けようとする自主防災組織は、防災資機材等支給申請書に次に掲げる書面を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 組織の目的及び構成員、役員等に関する事項を記載した書面
- (2) 申請時の年度の事業計画書(収支予算を含む。)

(支給の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合は、第3条に規定する支給対象として適当かどうかを審査し、適当と認めるときは予算の範囲内において支給するものとする。

(支給の限度額)

第6条 支給する防災資機材等の額は、1組織につき100万円を限度とする。ただし、第3条第3項に規定する再度の支給をする場合の防災資機材等の額は、新たに追加された活動地域(この要綱による防災資機材等の支給を受けた活動地域を除く。)の世帯数に1,600円を乗じて得た額を限度とする。

(防災資機材等の選定)

第7条 市長は、自主防災組織からの申請に基づき、当該組織の活動の充実を図るために必要と認める防災資機材等を選定し、支給するものとする。

(受領書の提出)

第8条 防災資機材等の支給を受けた自主防災組織は、速やかに防災資機材等受領書を市長に提出するものとする。

2-2 小山市自主防災資機材等支給要綱

(報告書の提出)

第9条 防災資機材等の支給を受けた自主防災組織は、支給を受けた年度の翌年度の4月上旬までに、事業報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

(返還命令)

第10条 市長は、自主防災組織が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支給した防災資機材等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 支給を受けた防災資機材等を他に譲渡し、又は故意に毀損したとき。
- (2) 組織を解散し、又は相当期間にわたり活動を休止したとき。

(様式)

第11条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

附 則(令和元年11月12日規程第18号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年8月1日規程第37号)

この要綱は、公布の日から施行する。

2-3 小山市自主防災活動費補助金交付要綱

平成19年3月22日

規程第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災の充実を図ることを目的に活動する自主防災組織に対して交付する小山市自主防災活動費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付対象となる自主防災組織は、小山市自主防災組織の結成の促進等に関する要綱（令和6年規程第36号）第4条の規定による結成の届出をした自主防災組織とする。

(補助金の対象)

第3条 補助金の対象となる活動費は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災資機材の購入費
- (2) 防災訓練・研修に伴う消耗品等の購入費
- (3) 啓発用チラシ作成等の印刷製本費
- (4) その他地域防災に関し必要な活動費

(補助率等)

第4条 補助金の補助率は、前条の補助金の対象となる活動費の100分の40とする。

2 補助金の交付額は、70万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、小山市自主防災活動費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、毎年5月末日までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助金の対象となる活動費に係る領収書
- (2) 自主防災組織の総会資料
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、これを審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは小山市自主防災活動費補助金交付決定書により、交付しないと決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けた自主防災組織があると認めるときは、当該組織に対し交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(様式)

2-3 小山市自主防災活動費補助金交付要綱

第9条 この要綱に規定する小山市自主防災活動費補助金交付申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(自治会振興費等の支給に関する規則取扱規程の一部改正)

第2条 自治会振興費等の支給に関する規則取扱規程(昭和47年規程第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (令和6年8月1日規程第37号)

この要綱は、公布の日から施行する。

2-4 計画提案のあった地区防災計画一覧

(令和7年1月10日現在)

No.	団体名	計画名
1	上町自主防災会・上町自治会	上町地区防災計画
2	羽川南部自主防災会 (羽川下三自治会・羽川南自治会)	羽川南部地区防災計画

資料3 防災に係る行政用無線

3-1 消防無線設備設置状況

(令和6年4月1日現在)

種別 配置場所	基地局	移動局		受令機	計
	出力	車載用	携帯用		
		出力	出力		
5W	5W	1W			
消防本部	1	4		2	7
消防署		16	14	1	31
大谷分署		4	4	1	9
間々田分署		4	5	1	10
野木分署		4	4	1	9
豊田分署		4	4	1	9
桑分署		4	4	1	9
絹分遣所		2	4	1	7
消防団		40	2		42
計	1	82	41	9	133

3-2 MCA無線機配置一覧

No.	無線番号	設置場所	No.	無線番号	設置場所
1	100	危機管理課（基地局）	29	326	総合政策課
2	101	消防本部（副局）	30	327	資産経営課
3	200	防災車（車載）	31	328	市民生活安心課
4	300	危機管理課	32	329	福祉総務課
5	301	危機管理課	33	330	健康増進課
6	302	危機管理課	34	331	やはた保育所
7	304	保育課	35	332	危機管理課
8	305	大谷出張所	36	333	絹保育所
9	306	間々田出張所	37	334	東城南小学校
10	307	生井出張所	38	335	もみじ保育所
11	308	寒川出張所	39	336	中久喜保育所
12	309	中出張所	40	337	網戸保育所
13	310	穂積出張所	41	338	豊田小学校
14	311	豊田出張所	42	339	出井保育所
15	312	桑出張所	43	340	間々田北保育所
16	313	絹出張所	44	341	小山市立体育館
17	314	小山東出張所	45	342	城北保育所
18	315	小山城南出張所	46	343	農政課
19	316	治水対策課	47	344	都市計画課
20	317	道路課	48	345	公園緑地課
21	318	道路課	49	346	学校教育課
22	319	道路課	50	347	生涯スポーツ課
23	320	農村整備課	51	400	教育総務課
24	321	農村整備課	52	411	小山第一小学校
25	322	上下水道施設課	53	412	小山第二小学校
26	323	上下水道施設課	54	413	小山第三小学校
27	324	上下水道施設課	55	414	小山城南小学校
28	325	上下水道総務課	56	415	旭小学校

3-2 MCA無線機配置一覧

No.	無線 番号	設置場所	No.	無線 番号	設置場所
57	416	小山城北小学校	79	438	小山中学校
58	417	若木小学校	80	439	小山第二中学校
59	418	小山城東小学校	81	440	小山第三中学校
60	419	大谷東小学校	82	441	小山城南中学校
61	420	大谷南小学校	83	442	大谷中学校
62	421	大谷北小学校	84	443	間々田中学校
63	422	間々田小学校	85	444	乙女中学校
64	423	乙女小学校	86	445	豊田中学校
65	424	間々田東小学校	87	446	美田中学校
66	425	下生井小学校	88	447	桑中学校
67	426	網戸小学校	89	448	絹義務教育学校（西校舎）
68	427	寒川小学校	90	500	白鷗大学大行寺キャンパス
69	428	豊田分署	91	501	小山西高等学校
70	429	豊田分署	92	502	小山城南高等学校
71	430	穂積小学校	93	503	小山南高等学校
72	431	中小学校	94	504	小山北桜高等学校
73	432	羽川小学校	95	505	白鷗大学本キャンパス
74	433	羽川西小学校	96	506	警防課
75	434	萱橋小学校	97	507	消防署
76	435	絹義務教育学校（東校舎）	98	508	消防署
77	436	絹分遣所	99	509	消防署
78	437	絹分遣所			

3-3 同報系防災行政無線設置状況

1 親局

局名	配置場所
ぼうさいおやま	小山市役所

2 子局

No.	局名	地区	所在地	工事年度	対象自治会
1	白鳥八幡宮	生井	白鳥1274	H24	白鳥
2	生井ふるさと公園		下生井1573-28	H24	下生井・東生井
3	東生井自治会運動場		下生井695	H24	下生井・東生井
4	上生井公民館		上生井1171-1	H24	上生井
5	檜木公民館		檜木43-1	H24	檜木
6	生良公民館		生良412	H24	生良
7	本宿集落センター		網戸2099-1	H24	本宿・折本
8	網戸保育所		網戸758-1	H24	中坪・追切
9	藤塚公民館		網戸607	H24	藤塚
10	迫間田公民館	寒川	迫間田78	H25	迫間田
11	第15分団2部		寒川1096-4	H25	寒川
12	寒川公民館		中里869-1	H25	中里・寒川
13	押切集会所		押切90-1	H25	押切・中里
14	鏡集落センター		泉965-1	H25	鏡・下泉
15	下泉公民館		下泉455-3	H25	下泉・下河原田・小袋
16	堀の内集会所	中	上泉772	H25	上泉(堀ノ内橋周辺)・押切
17	小袋・子供の遊び場		小袋485	H25	小袋・井岡
18	栃木県南地方卸売市場		下河原田954	H25	下河原田・小袋
19	上泉公民館		上泉259-1	H25	上泉・南小林・川入・大川島
20	生駒公民館		生駒742-1	H25	生駒
21	南小林公民館		南小林191	H25	南小林・川入・大川島
22	第14分団3部		下初田582-2	H25	下初田・発戸
23	稲荷神社	穂積	間中1370-2	H26	間中・塩沢
24	石ノ上 川の一里塚		外城701-5	H26	石ノ上・石ノ上河川広場
25	石ノ上公民館		石ノ上521-1	H26	石ノ上・萩島
26	第13分団2部		萩島52-2	H26	石ノ上・下国府塚・萩島
27	大行寺地区農業集落排水処理施設		大行寺176-4	H26	大行寺
28	下石塚公民館		下石塚282	H26	下石塚・下国府塚
29	美田中学校		下国府塚287-1	H26	下国府塚
30	白鷗大学大行寺キャンパス		大行寺1117	H26	思水ヶ丘・御殿町
31	上川原公園	小山	大行寺1380-55	H26	上石塚
32	小山建設業協同組合		立木1462-4	H26	川西町・思水ヶ丘・下立木
33	文化シャッター	穂積	上石塚1088-1	H26	上国府塚・上石塚
34	小山市役所	小山	中央町1-1-1	R2	

資料 4 災害危険箇所関係

4-1 土砂災害警戒区域等指定箇所一覧

No.	箇所番号	箇所名	位置		指定状況		指定区分		備考
			大字	小字	指定年月日	告示番号	警戒区域	特別警戒区域	
1	208-I-001	若木町A	若木町	1丁目	平成21年2月17日	第91号	●		急傾斜地
2	208-I-002	鳥久保A	喜沢	鳥久保	平成21年2月17日	第91号、第95号	●	●	急傾斜地
3	208-I-003	東島田A	東島田		平成21年2月17日	第91号	●		急傾斜地
4	208-I-004	船場A	神鳥谷	船場	平成21年2月17日	第91号	●		急傾斜地
5	208-I-005	西久保A	間々田	西久保	平成21年2月17日	第91号	●		急傾斜地
6	208-I-1001	喜沢IA	喜沢		平成30年8月28日	第442号、第444号	●	●	急傾斜地
7	208-II-001	船場B	八幡町	一丁目	平成21年2月17日	第91号、第95号	●	●	急傾斜地
8	208-II-002	西添A	栗宮	西添	平成21年2月17日	第91号、第95号	●	●	急傾斜地

(栃木県知事指定)

4-2 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧

No	指定状況				箇所番号 (土砂災害警戒区域番号)
	区域名	指定日	告示番号	面積(ha)	
1	若木	平成15年3月28日	第181号	0.42	208-I-001
2	東島田	平成7年3月17日	第148号	0.45	208-I-003
	東島田	平成9年3月18日	第186号	0.06	
3	船場	平成7年3月17日	第148号	0.36	208-I-004
4	間々田	平成17年4月8日	第269号	0.58	208-I-005
5	八幡町	平成3年3月29日	第271号	0.25	208-II-001
6	喜沢	平成20年10月24日	第602号	0.57	208-I-002

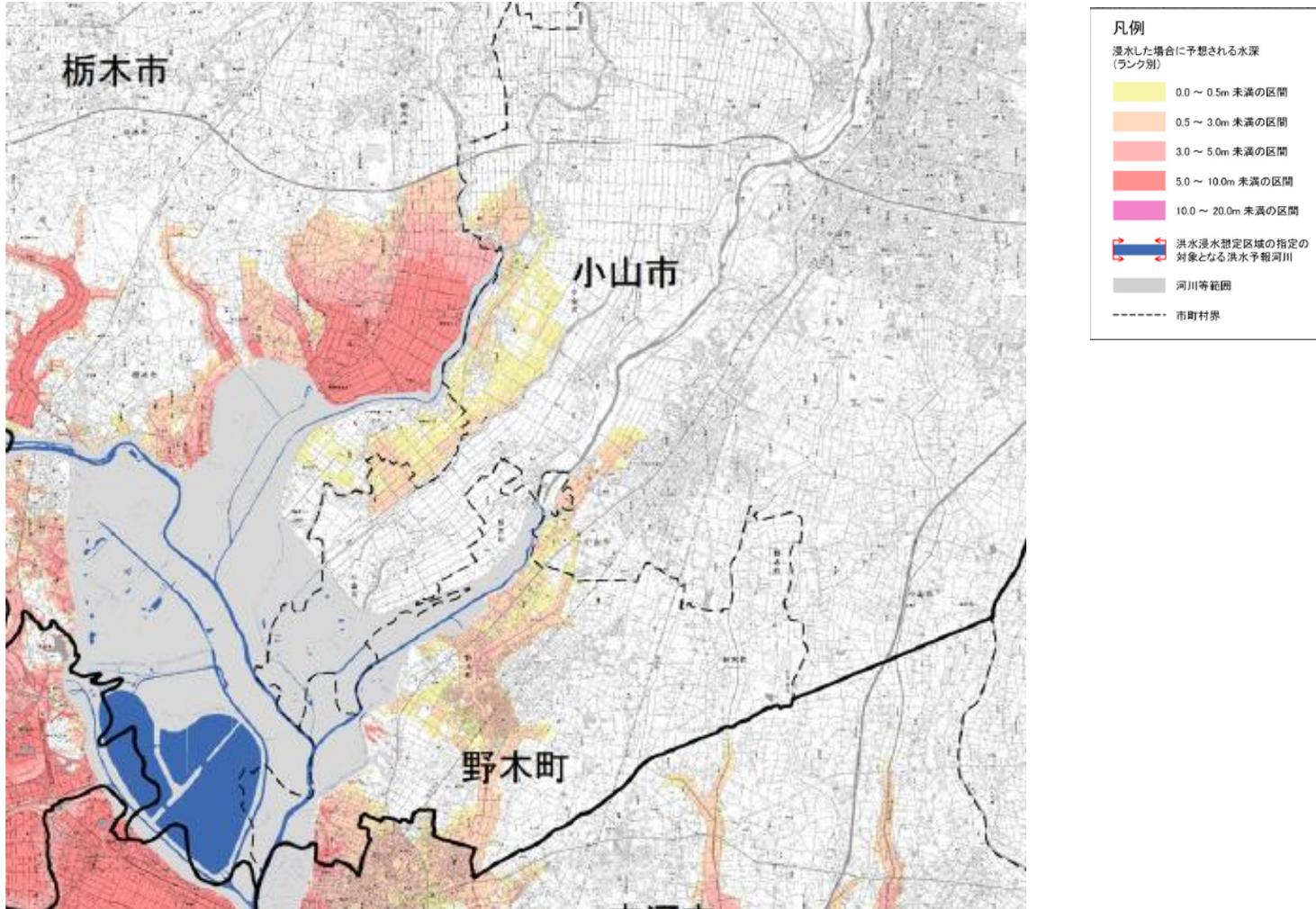
(栃木県知事指定)

- I 人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等の他、社会福祉施設等の要配慮者関連施設のある場合を含む。）
- II 人家1～4戸

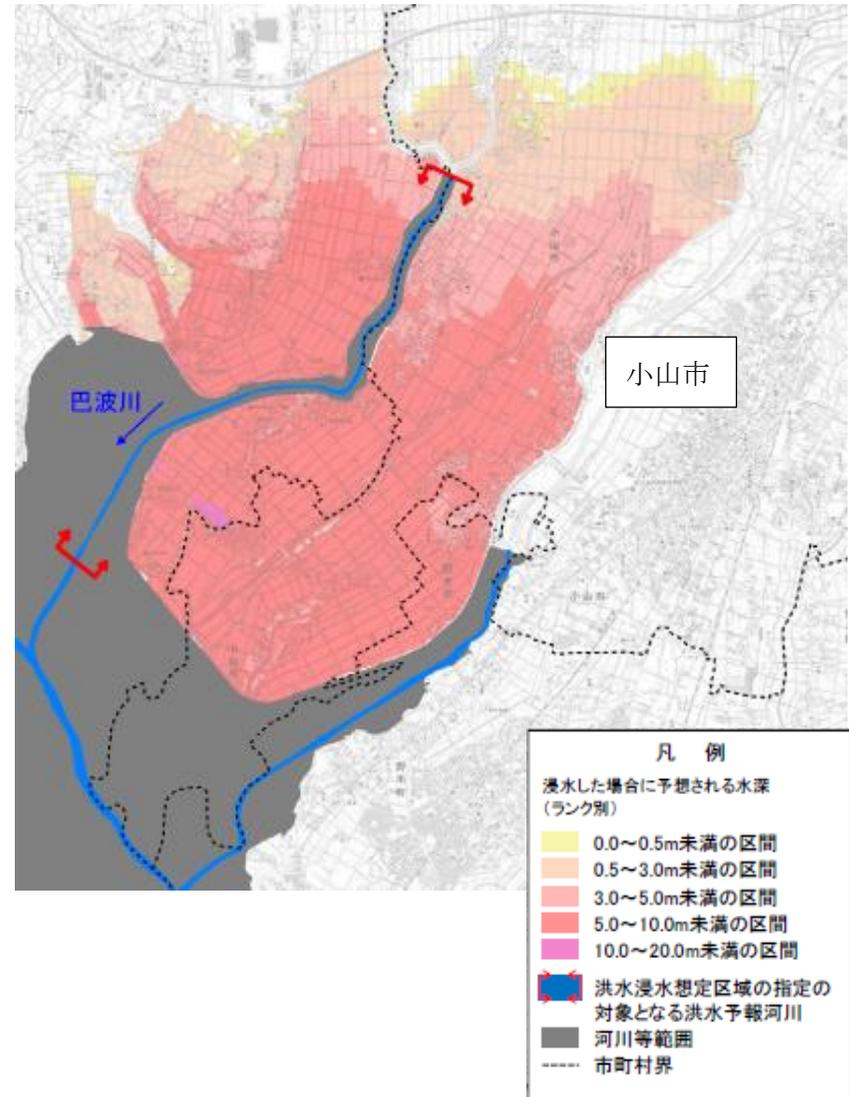
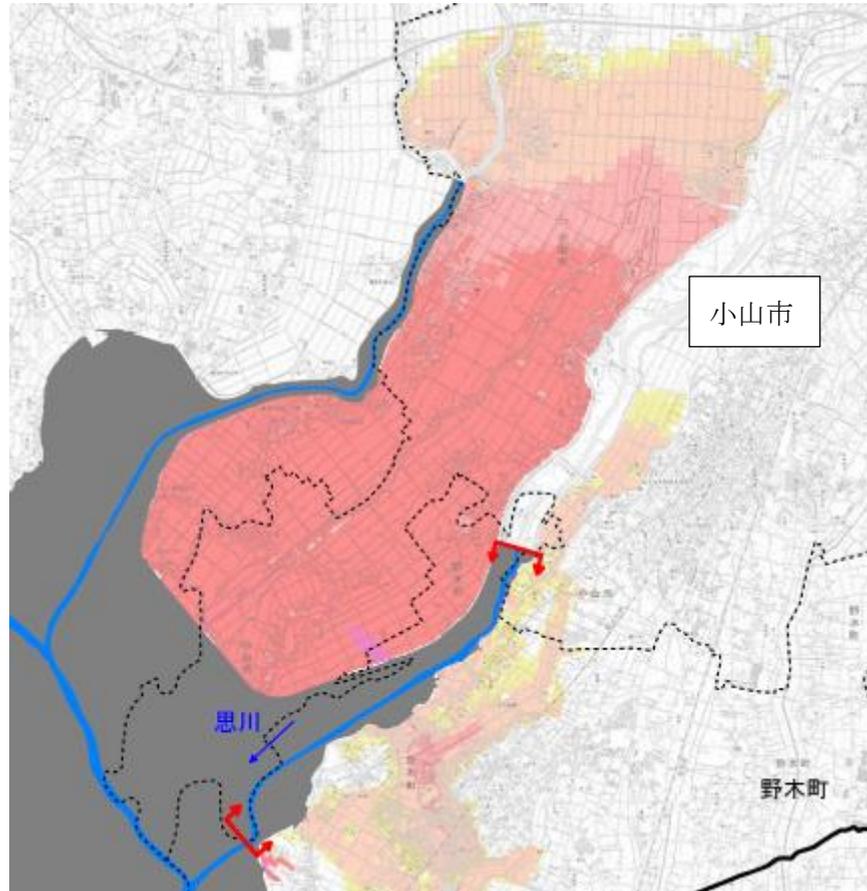
資料5 水防関係

5-1 浸水想定区域図（想定最大規模）

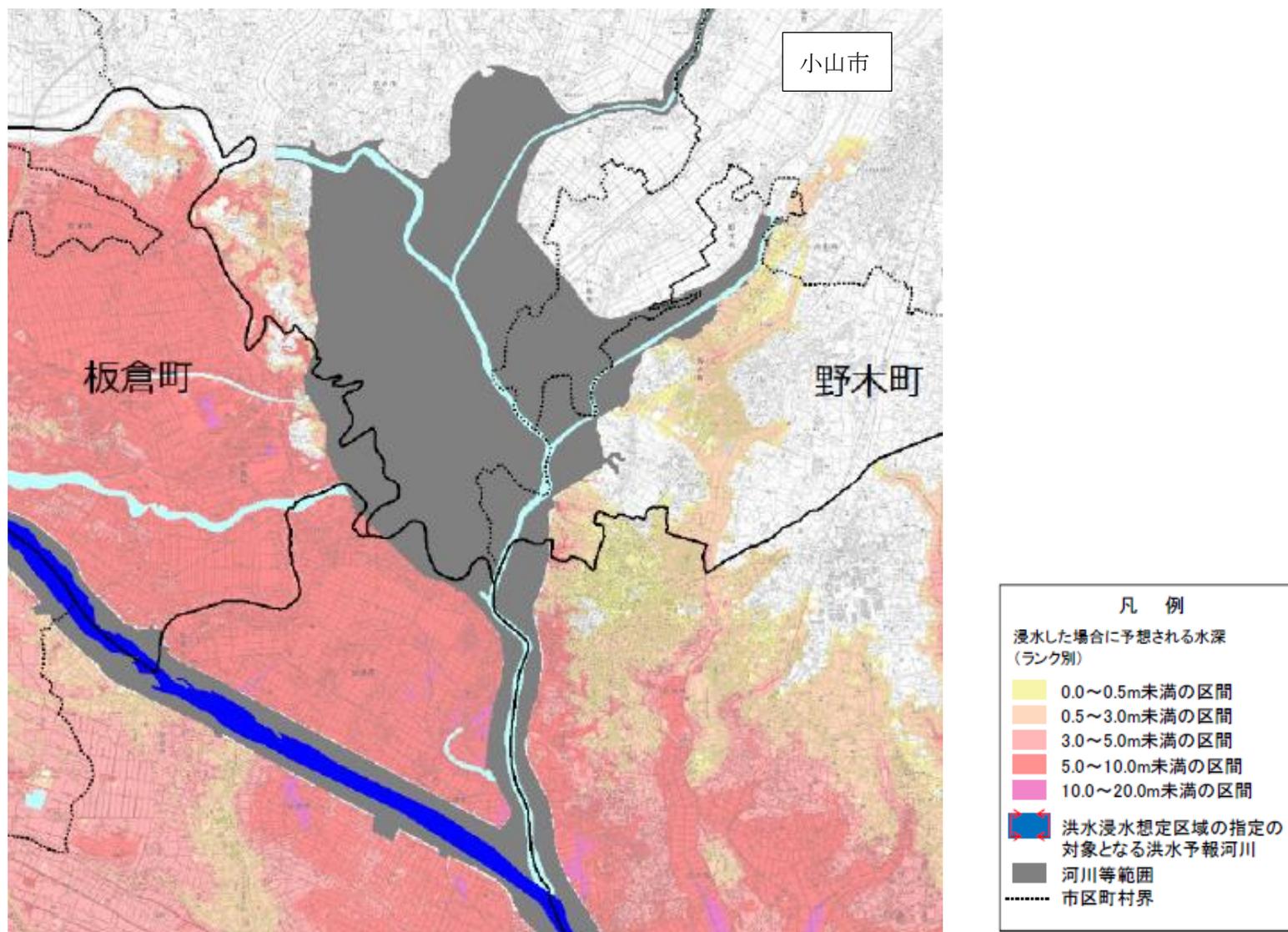
(1) 渡良瀬川（管轄：国土交通省）



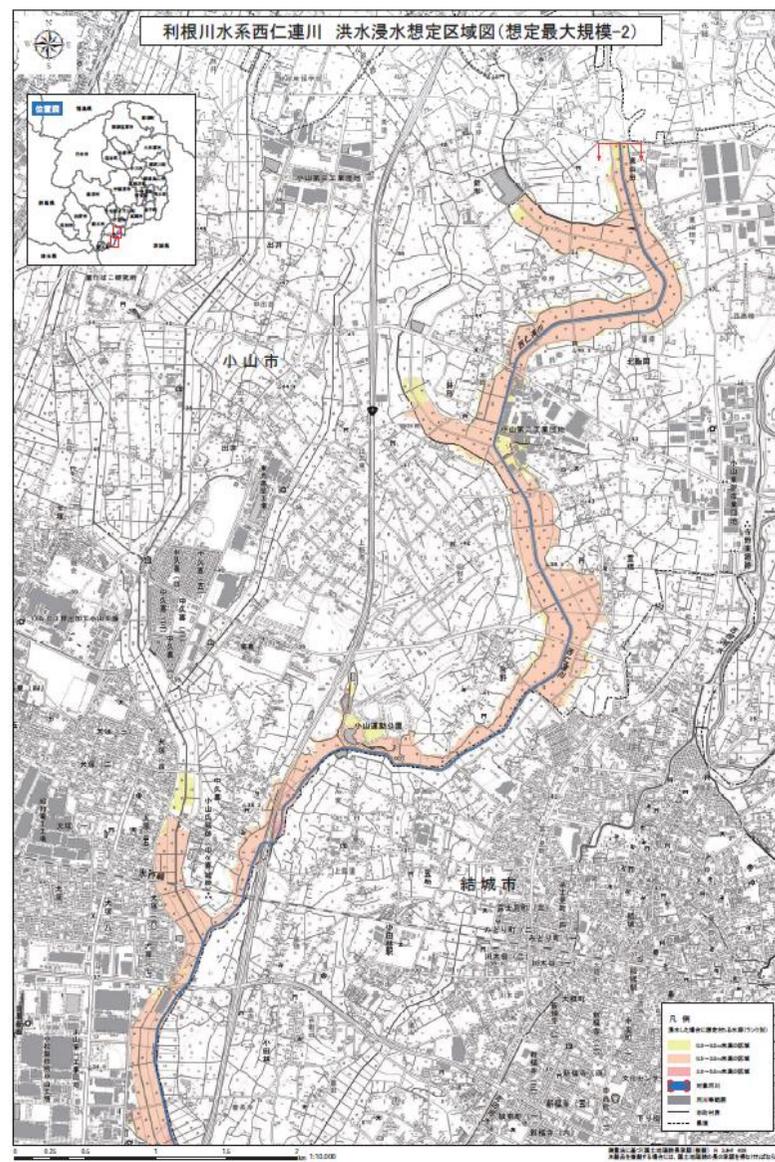
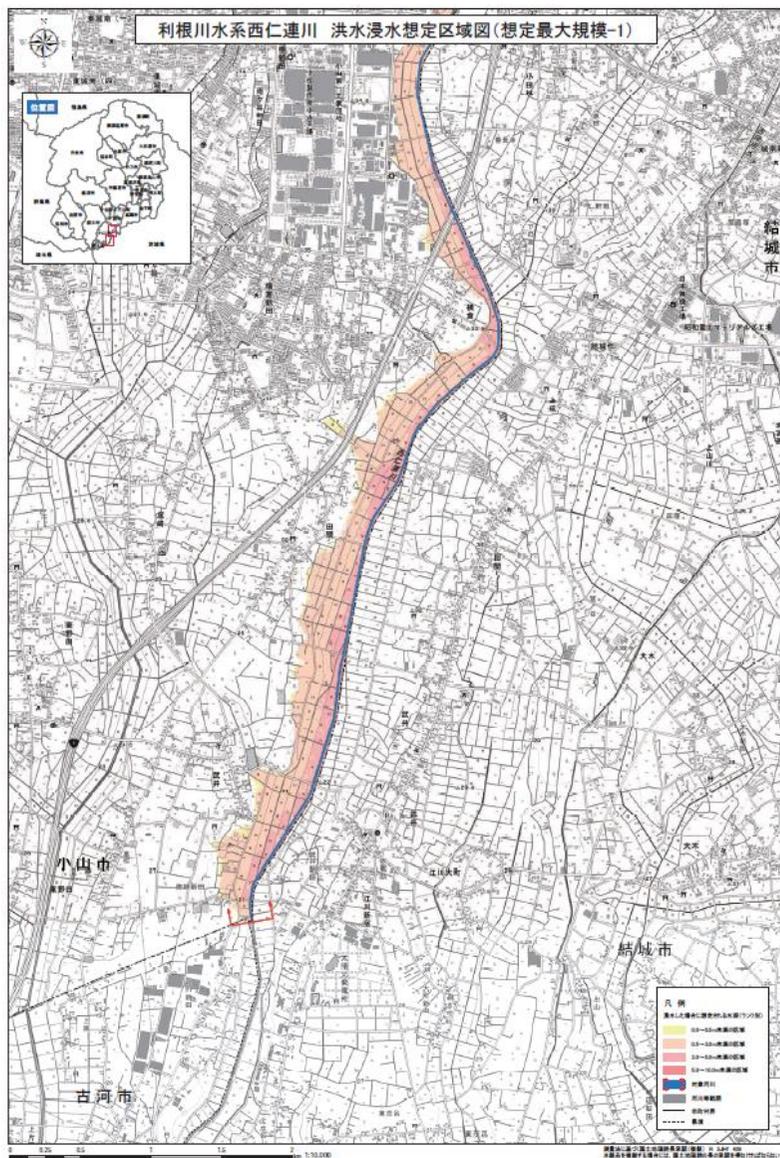
(2) 思川・巴波川の洪水浸水想定（管轄：国土交通省）



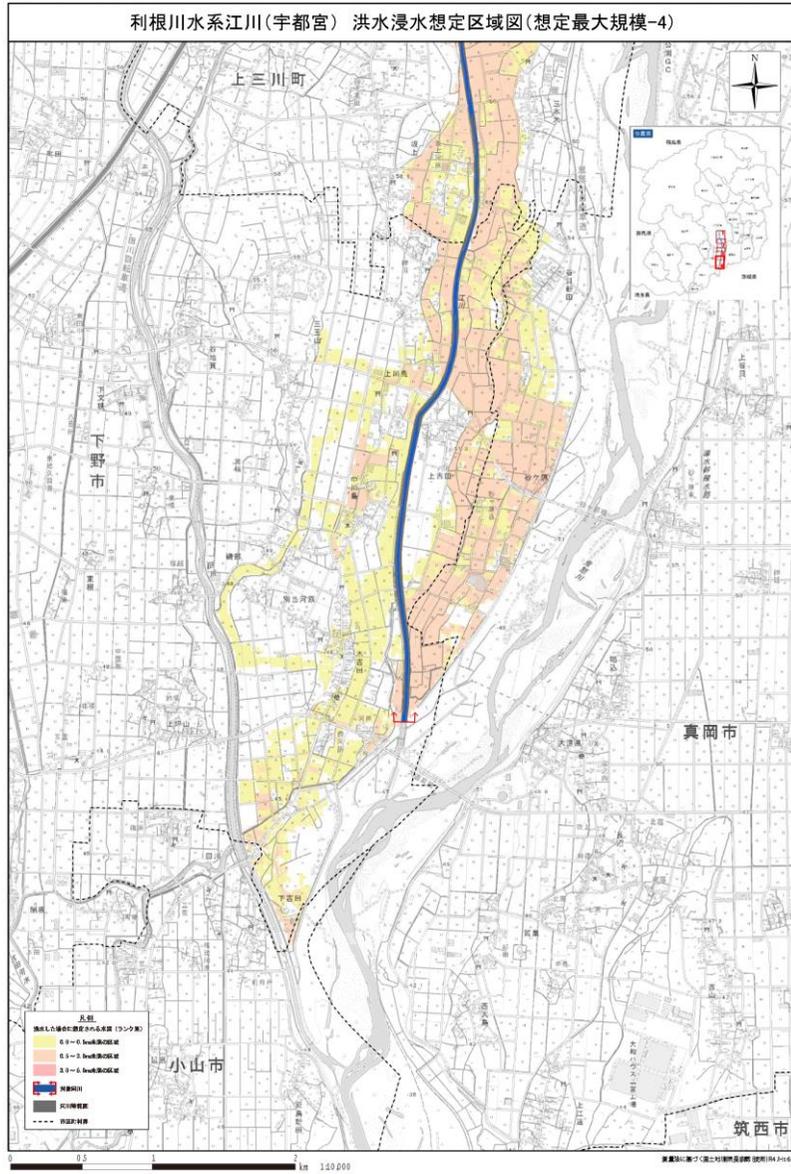
(3) 利根川の洪水浸水想定 (管轄: 国土交通省)



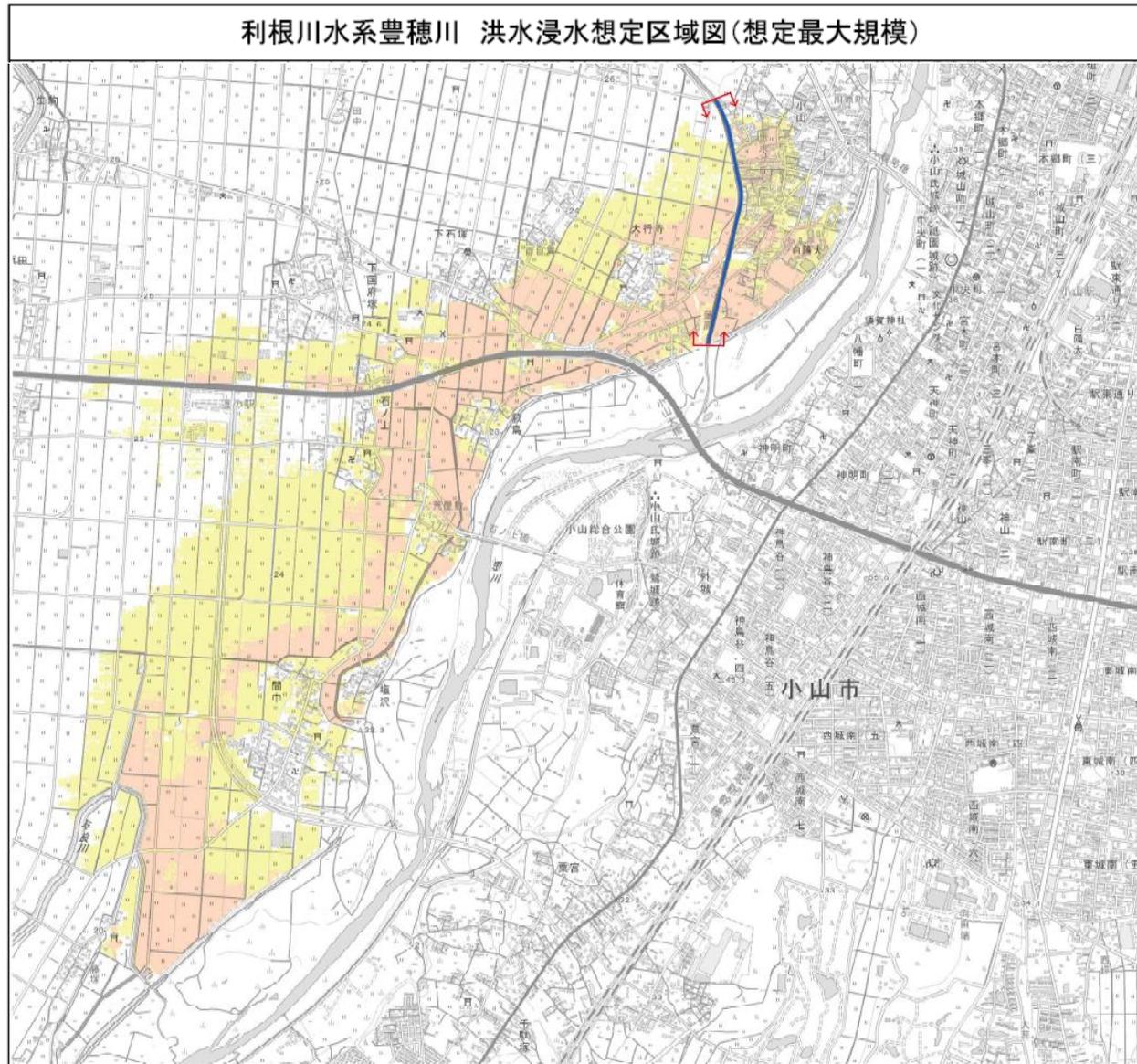
(8) 西仁連川の洪水浸水想定 (管轄：栃木県)



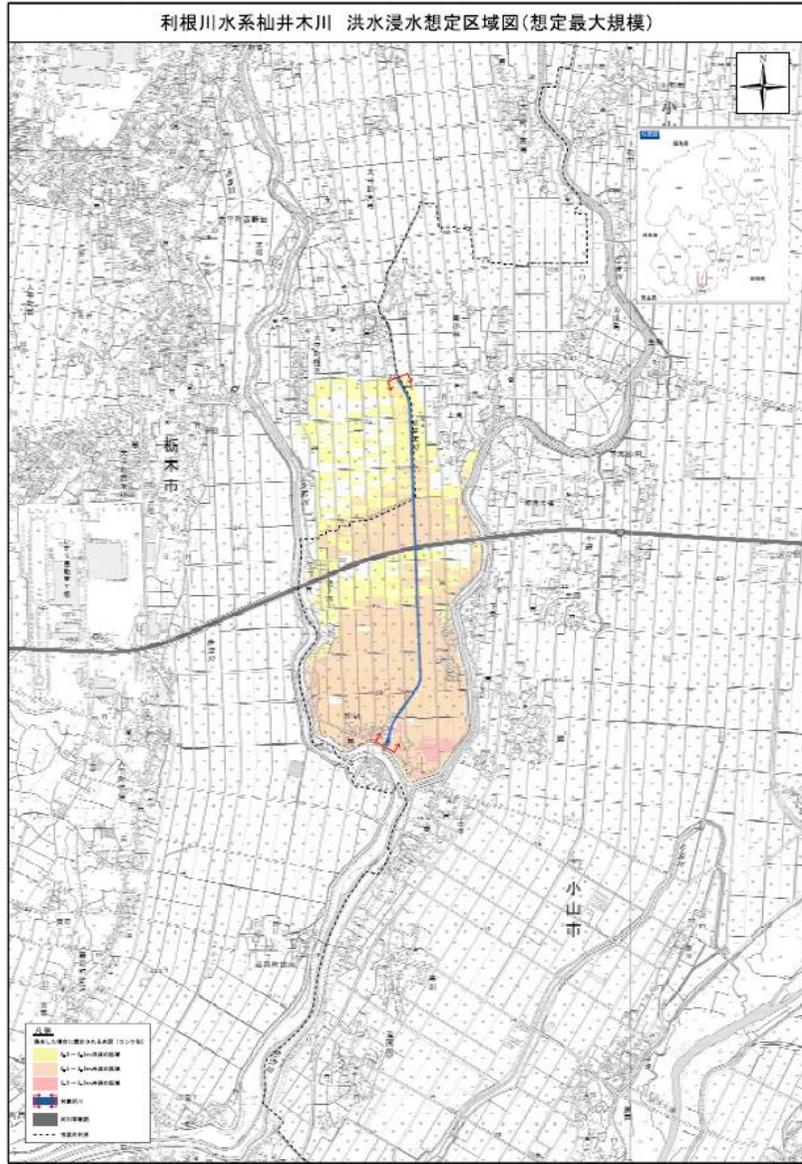
(9) 江川の洪水浸水想定 (管轄: 栃木県)



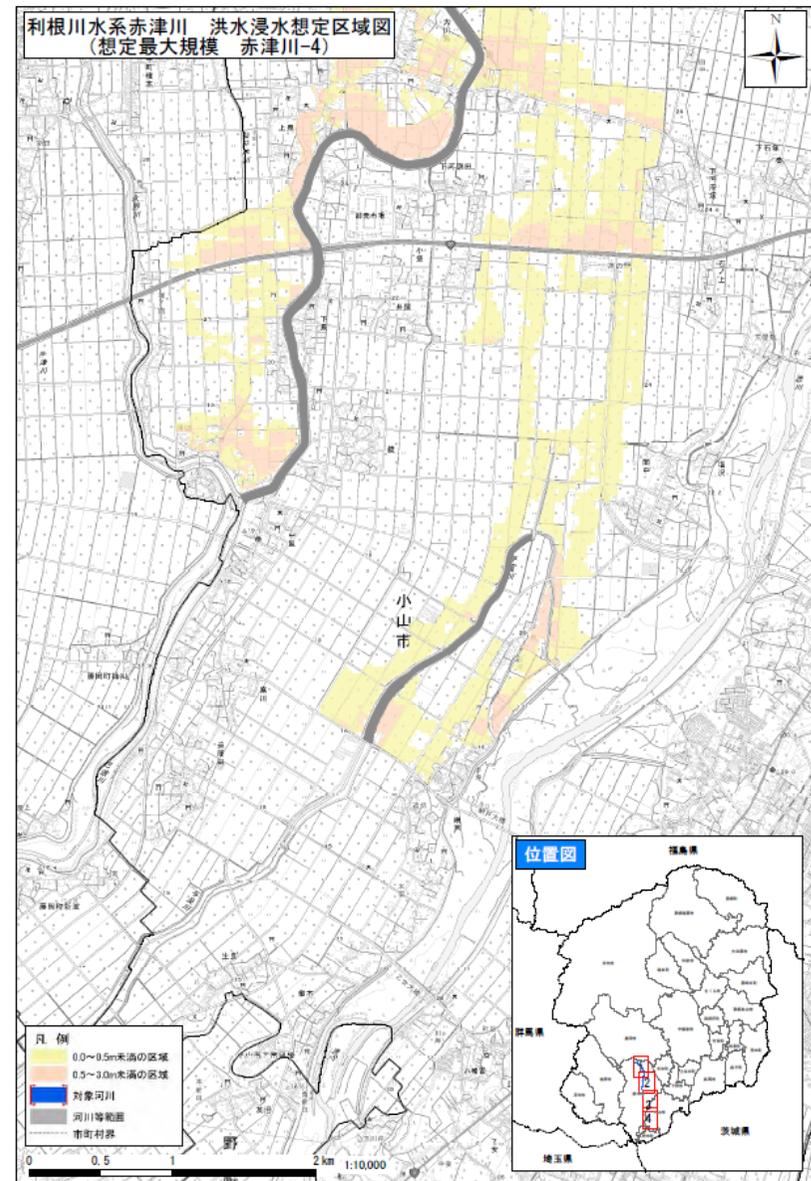
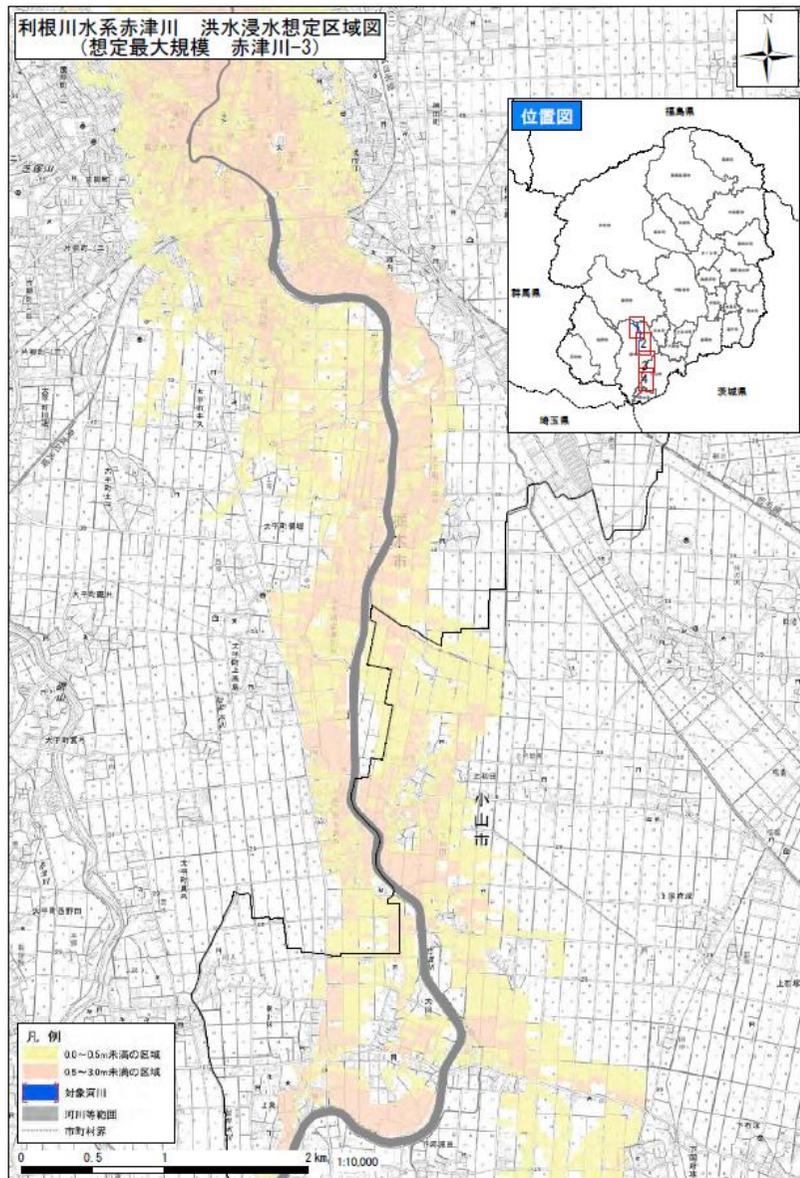
(10) 豊穂川の洪水浸水想定 (管轄: 栃木県)



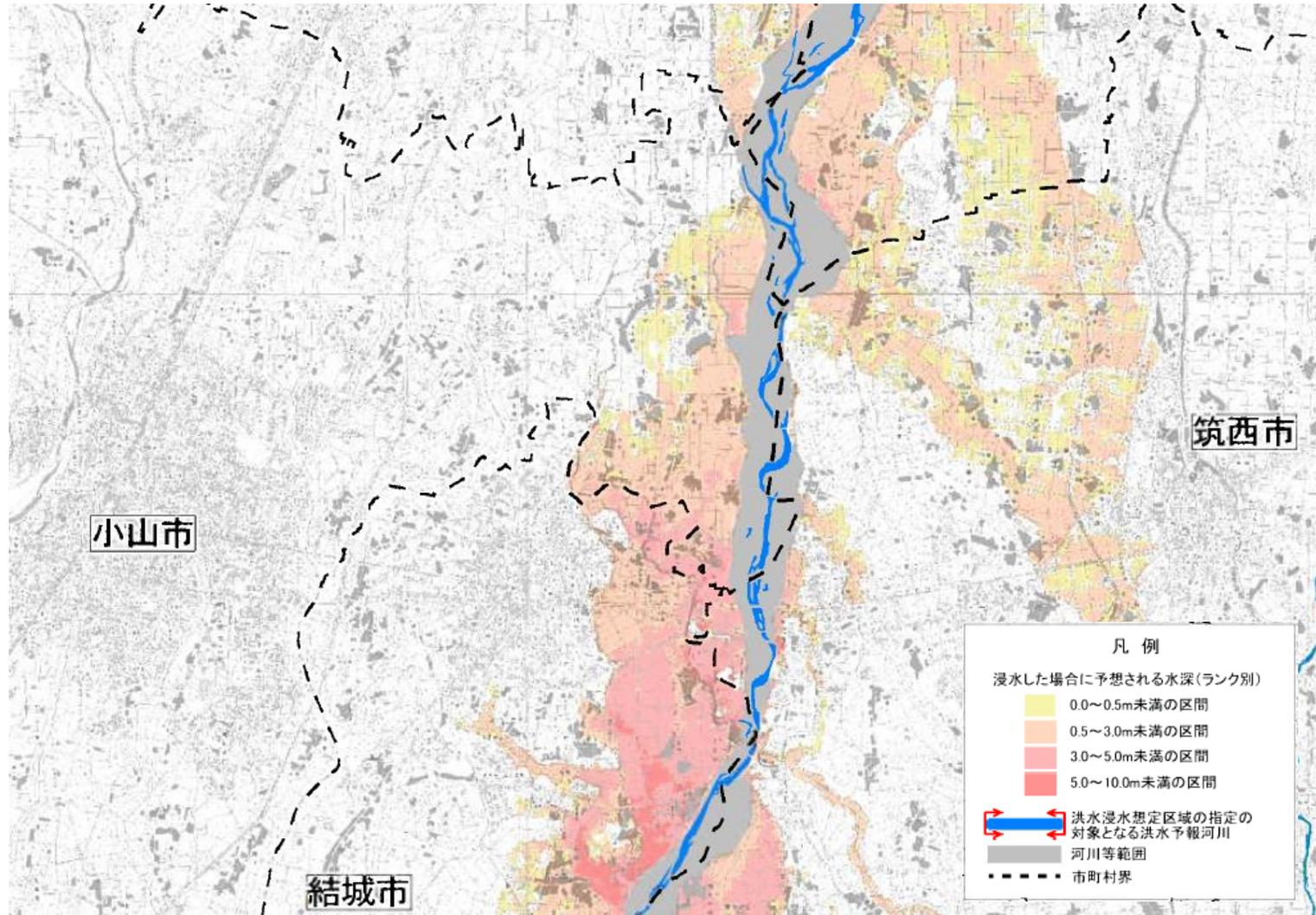
(1 2) 柚井木川の洪水浸水想定 (管轄: 栃木県)



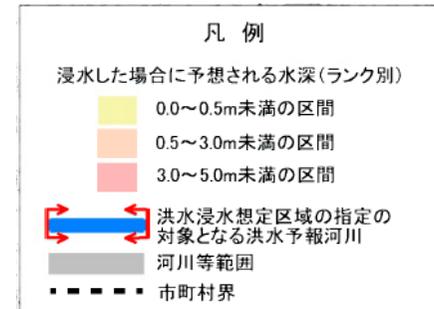
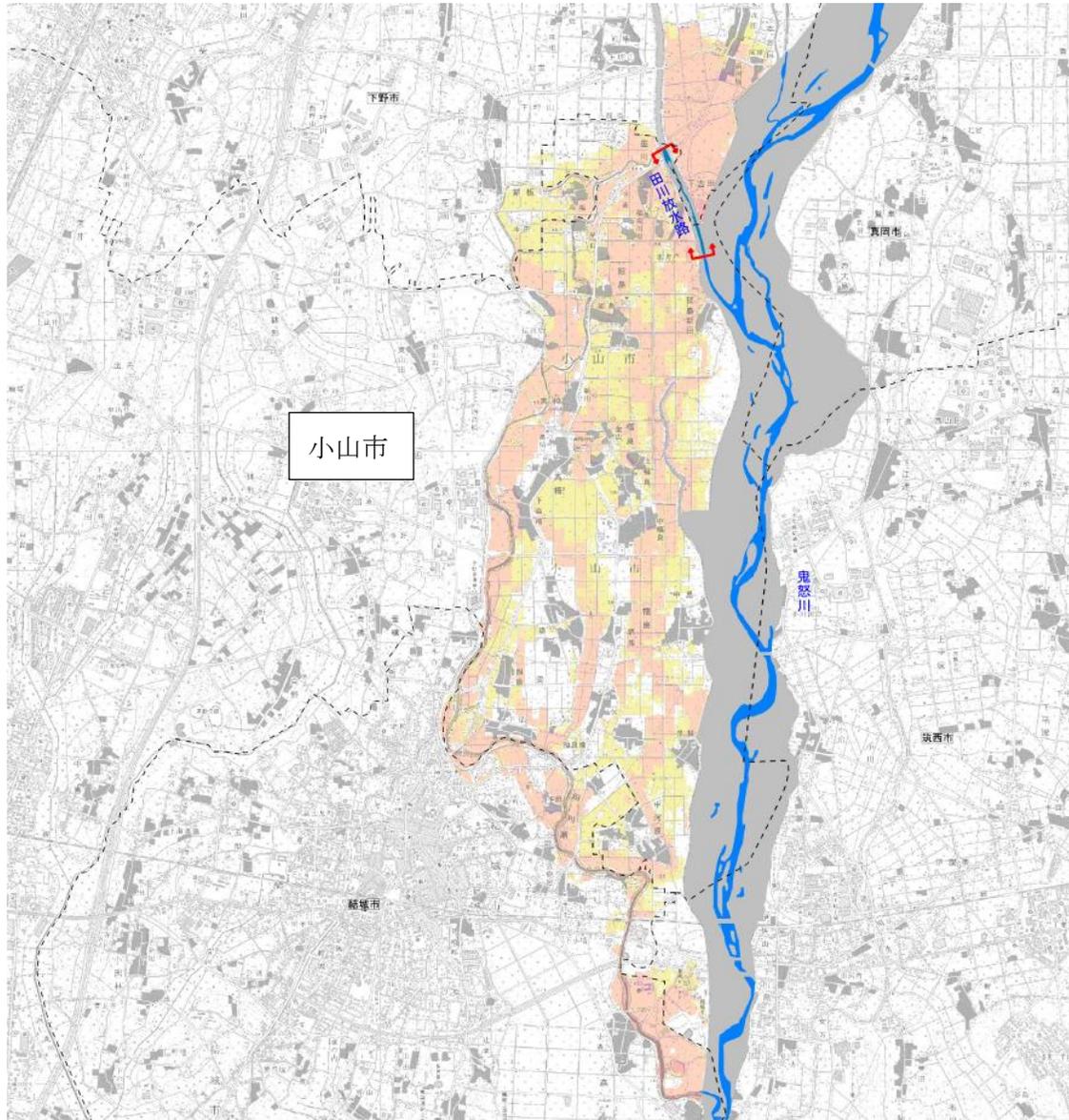
(13) 赤津川の洪水浸水想定区域 (管轄：栃木県)



(14) 鬼怒川の洪水浸水想定 (管轄: 国土交通省)

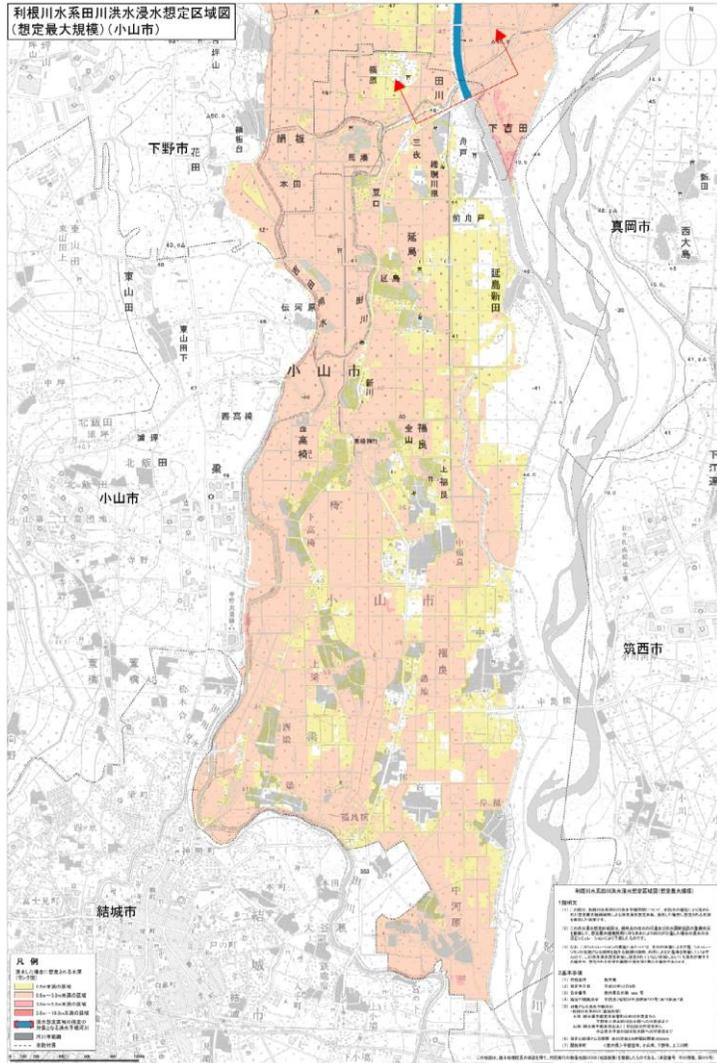


(15) 田川放水路の洪水浸水想定 (管轄：国土交通省)

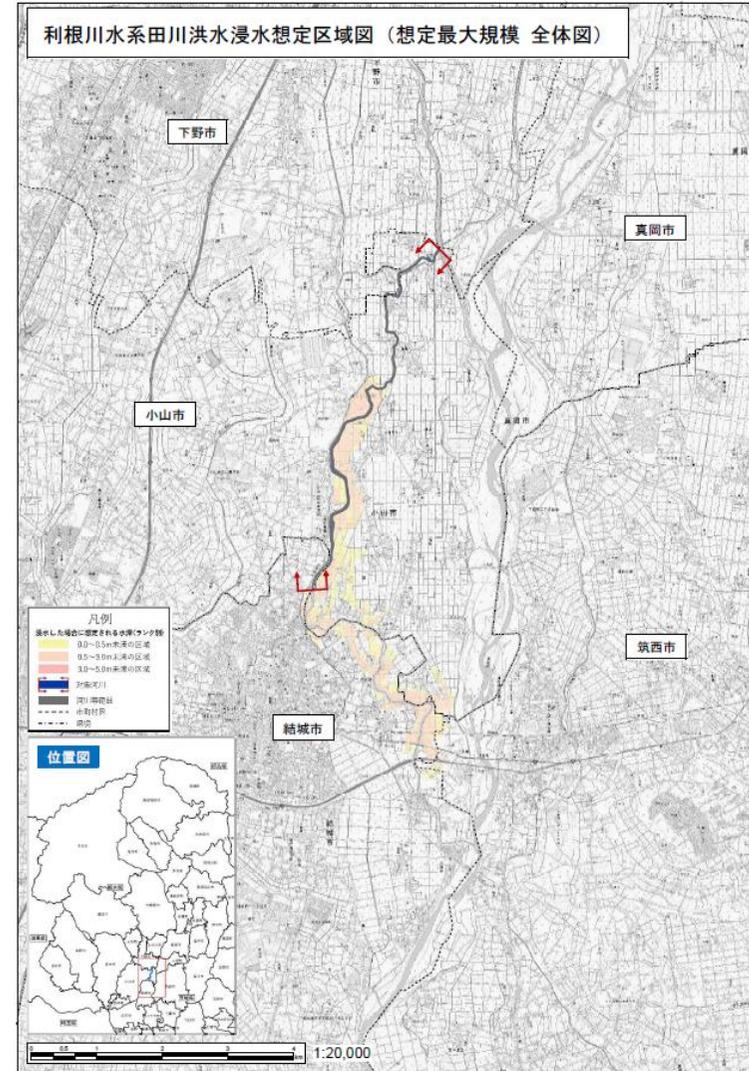


(16) 田川の洪水浸水想定 (管轄: 栃木県)

- ・宇都宮市岩曾町山田川合流点から
小山市大字田川田川放水路への分派点まで (小山市拡大図)



- ・小山市大字田川田川放水路への分派点から小山市大字梁向田橋まで



5-2 重要水防箇所一覧

(1) 国の管理区間

No.	河川名	重要度		左右岸別	場所		延長(m)	理由	想定される水防工法
		種別	階級		地先名	杆杭位置(K、m)			
1	渡良瀬川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	白鳥	9.5k 上351m 9.5k 上307m	43.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土嚢 釜段工法
2	渡良瀬川	越水(溢水) 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注意	左	白鳥	9.5k 上307m 9.5k 上278m	29.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	積み土嚢 釜段工法
3	渡良瀬川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	白鳥	9.5k 上278m 9.5k 上66m	212.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土嚢 釜段工法
4	渡良瀬川	越水(溢水) 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注意	左	白鳥	9.5k 上66m 9.5k 下19m	84.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	積み土嚢 釜段工法
5	渡良瀬川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	下生井	9.5k 下19m 9.0k 上277m	333.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土嚢 釜段工法
6	渡良瀬川	越水(溢水) 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注意	左	下生井	9.0k 上277m 9.0k 上233m	44.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に	積み土嚢 釜段工法

No.	河川名	重 要 度		左右岸別	場 所		延長 (m)	理 由	想定される水防工法
		種別	階級		地先名	料杭位置(K、m)			
								支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	
7	渡良瀬川	越水 (溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	下生井	9.0k 上233m 9.0k 上 44m	188.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体 (基礎地盤漏水の土質等) の機能に 支障が生じる可能性がある箇所	積み土嚢 釜段工法
8	渡良瀬川	越水 (溢水) 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注意	左	下生井	9.0k 上 44m 9.0k 下 29m	72.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体 (基礎地盤漏水の土質等) の機能に 支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	積み土嚢 釜段工法
9	渡良瀬川	越水 (溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	下生井	9.0k 下 29m 9.0k 上177m	365.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体 (基礎地盤漏水の土質等) の機能に 支障が生じる可能性がある箇所	積み土嚢 釜段工法
10	渡良瀬川	越水 (溢水) 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注意	左	下生井	8.5k 上177m 8.5k 上 11m	165.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体 (基礎地盤漏水の土質等) の機能に 支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	積み土嚢 釜段工法
11	渡良瀬川	越水 (溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	下生井	8.5k 上 11m 8.5k 上 6m	5.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体 (基礎地盤漏水の土質等) の機能に 支障が生じる可能性がある箇所	積み土嚢 釜段工法
12	思川	越水 (溢水)	B B	右	下生井	0.5k 下175m 0.0k	325.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	積み土嚢
13	思川	越水 (溢水)	B	左	乙女	3.0k 下 66m 3.0k 下111m	44.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	積み土嚢
14	巴波川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	中里	4.0k 上145m 4.0k 下237m	382.1	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性・安全性照査)	築きまわし工 籠止め工法

No.	河川名	重 要 度		左右岸別	場 所		延長(m)	理 由	想定される水防工法
		種別	階級		地先名	料杭位置(K、m)			
								堤体の機能に支障が生じる可能性がある箇所	釜段工法
15	巴波川	工作物	B	左	中里	4.0k 下 65m	1箇所	昇明橋 桁下高不足かつ流下能力不足	—
16	巴波川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	寒川	3.5k 上253m 2.5k 上237m	995.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性・安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に 支障が生じる可能性がある箇所	築きまわし 籠止め工法 釜段工法
17	巴波川	工作物	B	左	寒川	3.0k 下15m	1箇所	緑川橋 桁下高不足かつ流下能力不足	—
18	巴波川	堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注意	左	寒川	2.5k 上237m 2.0k 上113m	124.1	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性・安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に 支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	築きまわし 籠止め工法 釜段工法
19	巴波川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	寒川	2.5k 上113m 2.5k 下195m	308.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性・安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に 支障が生じる可能性がある箇所	築きまわし 籠止め工法 釜段工法
20	巴波川	堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注意	左	寒川	2.5k 上195m 2.5k 上217m	21.7	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (堤防脆弱性・安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に 支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	築きまわし 籠止め工法 釜段工法
21	巴波川	旧川跡	要注意	左	寒川	2.5k 下217m 2.0k 上178m	39.0	旧川跡	—
22	巴波川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	左	寒川	2.0k 下178m 2.0k 下165m	13.0	旧川跡	積み土嚢
23	巴波川	越水(溢水)	B	左	寒川	2.0k 下165m 2.0k 下 78m	86.6		積み土嚢

No.	河川名	重 要 度		左右 岸別	場 所		延長 (m)	理 由	想定される 水防工法
		種別	階級		地先名	料杭位置(K、 m)			
24	巴波川	旧川跡	要注意	左	寒川	2.0k 下171m 2.0k 下234m	62.8	旧川跡	—
25	巴波川	旧川跡	要注意	左	寒川	1.5k 上268m 1.5k 上263m	5.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	積み土嚢
26	鬼怒川	堤体漏水	B	右	下野市下吉 田～ 小山市福良	53.0k 上100m 50.25k 上 0m	2850	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	月の輪
27	鬼怒川	基礎地盤漏水	B	右	福良～ 中島	50.25k 上 0m 49.0k 下 15m	1265	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	釜段
28	鬼怒川	基礎地盤漏水	B	右	中島	49.0k 下 90m 48.5k 上 0m	410	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	釜段
29	鬼怒川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	— B B	右	中河原	47.00k 下 20m 46.50k 上 75m	405	洪水予報区域内における氾濫ブロックにおいて堤防満杯流量の最も低い箇所(石井R01) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 水嚢 月の輪
30	鬼怒川	堤体漏水	B	右	中島～ 中河原	48.5k 上 0m 47.0k 下 20m	1520	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	月の輪

(2) 県の管理区間

No.	河川	重要度		左右岸別	場所		延長 (m)	対策内容
		種別	階級		大字	字		
1	豊穂川	堤防高	A	左・右	大行寺	下川原他	940	積み土嚢
2	思川	漏水	A	右	間中	新荒川排水機場上	200	月の輪
3	杣井木川	堤防高	A	左・右	押切	永野川合流点	1,010	積み土嚢

5-3 主要水門・樋門一覧

(1) 主要水門・樋門一覧表

河川名	名 称	位 置		導 水 設 備					管 理 者
		市町	大字	左右	寸 法			機 能	
					高さ	幅	数		
思川	乙女排水樋門	小山	乙女	左	3.1	3.8	1	電動式ローラーゲート	間々田乙女土地改良区
	間々田第2都市下水路排水樋門	小山	乙女	左	2.0	2.0	2	手動鋼製ローラーゲート	小山市（上下水道施設課）
	間々田第一雨水幹線排水樋門	小山	間々田	左	3.4	2.0	1	手動鋼製スルースゲート	小山市（上下水道施設課）
	旧荒川排水樋門	小山	網戸	右	2.8	2.0	2	電動鋼製スルースゲート	小山市（農村整備課）
	荒川放水路	小山	網戸	右	2.6	2.6	2	電動鋼製スルースゲート	小山市（農村整備課）
	粟の宮1号排水樋管	小山	粟宮	左	1.5	1.5	1	手動鋼製ローラーゲート	栃木土木事務所
	粟宮不動下排水樋管（間中橋下流左岸）	小山	粟宮	左	1.6	3.0	1	電動鋼製ローラーゲート	小山市（治水対策課）
	塩沢排水樋門	小山	塩沢	右	2.2	2.2	2	電動式スライドゲート	小山市（農村整備課）
	横倉第一雨水幹線排水樋門	小山	塩沢	左	4.0	4.0	1	電動鋼製ローラーゲート	小山市（治水対策課）
	豊穂川排水樋門	小山	大行寺	右	3.1	5.1	2	自動鋼製ローラーゲート	小山市（治水対策課）
	排水樋門（観晃橋上）	小山	大行寺	左	1.2	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	小山市（道路課）
	排水樋門（観晃橋下）	小山	中央町	左	1.2	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	小山市（道路課）
	東生井排水樋管	小山	下生井	右	2.5	2.2	1	電動鋼製スルースゲート	利根川上流河川事務所 渡良瀬遊水池出張所
	喜沢第二雨水幹線樋管	小山	渋井	左	2.0	2.0	1	手動鋼製ローラーゲート	小山市（上下水道施設課）
	排水樋門（鶉島）	小山	渋井	左	1.2	1.2	1	手動鋼製スルースゲート	小山市（道路課）
小山栃木排水樋門（島田排水樋管）	小山	島田	右	2.0	2.0	2	電動鋼製スルースゲート	小山市美田東部土地改良区	

思川	立木排水樋門	小山	稲葉郷	右	2.1	2.15	1	手動鋼製ローラーゲート	栃木土木事務所
姿川	排水樋門（半田橋上流右岸）	小山	飯塚	右	1.73	1.65	1	手動鋼製スルースゲート	飯塚土地改良区
	排水樋門（羽川西浄水場下流）	小山	黒本	右	1.0	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	小山市（上下水道施設課）
	排水樋門（川岸）	小山	南半田	左	1.7	2.15	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門（笹原）	小山	南半田	右	1.1	1.2	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門（笹原）	小山	南半田	左	1.25	1.6	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋管（姿川橋上流右岸）	小山	飯塚	右	1.25	1.15	1	鋼製フラップゲート	飯塚土地改良区
巴波川	排水樋門（雷電橋上流左岸）	小山	中里	左	2.0	2.15	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門（泉橋上流右岸）	小山	下泉	右	1.55	2.75	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門（国道50号下流左岸）	小山	下河原田	左	0.85	0.94	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門（蛭橋下流左岸）	小山	下河原田	左	2.0	2.0	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門（蛭橋下流右岸）	小山	上泉	右	1.35	1.7	2	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門（新蛭橋上流右岸）	小山	上泉	右	1.45	1.78	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	下河原田	左	1.6	1.6	1	手動ベベル式	栃木土木事務所
	排水樋門（生駒橋下流右岸）	小山	大川島	右	1.35	1.72	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	大川島	右	0.9	0.9	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門（中村橋下流左岸）	小山	下初田	左	1.7	1.6	3	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	下初田	左	1.35	1.7	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
与良川	与良川白鳥排水樋管（排水機場北西）	小山	白鳥	右	3.3	5.2	2	電動鋼製スルースゲート	思川西部土地改良区
	排水樋門（排水機場北西）	小山	白鳥	右	4.0	6.1	1	電動鋼製スルースゲート	思川西部土地改良区
	排水樋門（白鳥右岸旧堤防）	小山	白鳥	右	1.2	1.95	1	手動鋼製スルースゲート	思川西部土地改良区
	排水樋門（新生橋上流左岸）	小山	生良	左	1.3	2.15	1	手動鋼製スルースゲート	思川西部土地改良区

与良川	白地排水樋門(小野藤大橋上流右岸)	小山	迫間田	右	1.7	1.35	2	手動鋼製スルースゲート	思川西部土地改良区
	排水樋門(新生橋下流右岸)	栃木	新波	右	2.1	1.7	2	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	白鳥	本流	3.1	2.9	2	電動鋼製ローラーゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	白鳥	右	1.2	1.8	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	上生井	左	1.6	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	上生井	左	0.5	3.7	1	不明	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	生良	左	1.3	1.2	2	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	迫間田	右	1.2	2.0	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	生良	左	1.5	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	生良	左	1.0	1.7	1	ベベル式	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	網戸	左	1.5	1.7	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	網戸	右	1.6	2.1	1	ベベル連動式	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	網戸	右	1.25	1.5	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	網戸	右	0.9	1.8	2	ベベル式	栃木土木事務所
杣井木川	杣井木川排水機場	小山	押切	本流	2.9	4.1	2	電動鋼製ローラーゲート	栃木土木事務所
	排水樋管	小山	押切	左	0.8	0.9	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
鬼怒川	排水樋管(田川)	小山	田川	右	1.0	1.0	1	電動鋼製スルースゲート	下館河川事務所 伊讚出張所
	排水樋管(岸福)	小山	岸福	右	1.5	1.8	1	電動鋼製スルースゲート	下館河川事務所 伊讚出張所

(2) 主要取水堰一覧表

河川名	名 称	位 置		形状寸法			取水設備				管 理 者	
							左右岸別	寸 法		機能		
		市町	大字	型 式	高さ	幅		高さ	幅			門
思 川	美田東部頭首工	栃木	大光寺	油圧式自動転倒ゲート	1.2	219.0	右	1.5	3.0	3	鋼製電動スルースゲート	小山市美田東部土地改良区
思 川	飯塚堰	壬生	壬生乙	油圧式自動転倒ゲート	1.0	60.0	左	0.9	1.07	1	鋼製手動ローラーゲート	飯塚土地改良区
姿 川	小山堰	下野	小金井	油圧式自動転倒ゲート	1.8	52.8	左	2.0	1.8	2	鋼製手動スルースゲート	小山用水土地改良区
巴波川	品川用水二重堰	小山	下河原田	コンクリート溢流堰	1.1	36.0	左	1.8	1.6	2	揚水ポンプ 250mm 1台	思川西部土地改良区
巴波川	亀ノ子堰	小山	大川島	コンクリート溢流堰	1.1	36.4	左	1.75	1.75	2	手動巻上式	思川西部土地改良区
巴波川	川島堰	栃木	大平町 北武井	ゴム引布製起伏（空 気式）	0.9	22.4	左	2.6	1.7	2	手動巻上式	思川西部土地改良区
与良川	網戸用水兎堰	小山	網戸	鉄扉 手動巻上式	2.77	8.6	右	1.6	1.56	2	手動巻上式	思川西部土地改良区

(3) 主要排水機場一覧

名 称	位 置		排水機				原動機		
	市町	大字	種類	口径	台数	排水量	種類	出力	台数
荒川排水機場	小山	網戸	縦軸斜流ポンプ	1350mm	1台	5.0m ³ /s	ディーゼルエンジン	550PS	1台
新荒川排水機場	小山	網戸	立軸2床式斜流ポンプ	1500mm	2台	5.0m ³ /s	三相誘導電動機	250kW	2台
				700mm	1台	1.0m ³ /s		65kW	1台
与良川統合排水機場	小山	白鳥	立軸斜流ポンプ	1,500mm	2台	5.48m ³ /s	ディーゼルエンジン	616PS	2台
				1,650mm	2台	7.38m ³ /s		1,013PS	2台
塩沢排水機場	小山	塩沢	立軸斜流ポンプ	1200mm	2台	2.6m ³ /s	三相誘導電動機	120kW	2台
間々田乙女排水機場	小山	乙女	立軸斜流ポンプ	900mm	2台	1.91m ³ /s	三相かご形電動機	160kW	2台
杣井木川排水機場	小山	押切	立軸軸流ポンプ	900mm	2台	3.0m ³ /s	ディーゼルエンジン	108kW	2台
			横軸水中軸流ポンプ	800mm	2台	3.0m ³ /s	ゲートポンプ用発電機	150kW	2台
			可搬式水中ポンプ	200mm	16台	1.7m ³ /s	自家発電機	348kW	6台

5-4 河川等監視カメラ設置箇所一覧

No.	河川等名称	設置箇所
1	立木排水路	大字稲葉郷1901番地先（釣り堀前）
2	小山栃木排水路	大字島田148-1（樋門前）【小山栃木排水路監視用カメラ】
3	小山栃木排水路	大字島田148-1（樋門前）【小山栃木排水路樋門監視用カメラ】
4	思川	新聞中橋左岸
5	思川	豊穂川合流点
6	豊穂川	大行寺橋上流右岸
7	豊穂川	大日橋上流左岸
8	与良川	与良川第1排水機場、与良川第2排水機場の間
9	宮戸川	美しが丘2丁目55番地（間々田東小前）

5-5 水防倉庫・水防資材一覧

(令和6年4月1日現在)

管轄 水防倉庫 資器材名	消防署		大谷	間々田					豊田				桑		絹		合計
	消防署	中央町	分署	分署	中里	生良	櫛木	下生井	分署	大行寺	石ノ上	島田	分署	飯塚	分遣所	延島	
土のう袋	3,000	2,000	1200	1,000	500	600	600	600	400	5,600	500		1,000	500	220	500	18,220
土のう袋 (容量1t)	70				250	10	260	260			20	270		250	150		1,540
ビニールシート	160	67	85	89	81	85	85	85	88	62	84		96	97	98	85	1,347
むしろ張り用シート	480			5					4	21			6				516
松杭	12		11	14	70	100	38	50		90	74			65		74	598
鉄杭	390	500	320	100	100	100	100	250	100	700			233		98	200	3,191
鉄線	270	100	80	50	52	50	50	50	50	50	50		65	50	50	50	1,067
縄	35	16	52	52	16	14	14	17	0	0	0		52	0	13	36	317
ナイロンロープ(m)	1,000		1,300	1,400					1,000	400	400		1,400	400	1,450		8,750
シャベル	35	20	20	20	11	7	7	7	20	7	7	5	20	12	20	12	230
エンピ	4	10	10	9	1	5	5	5	10	5	5	5	10		5		89
角スコップ	8	5	6	8					8				5		5		45
なた	25	10	8	10	3	3	3	3	10	3	3		10	3	6	3	103
斧	5		3	3					3				4		2		20
鎌	90	5	20	31	22	5	5	5	20	5	5		32	5	10	5	265
竹とげ鎌	5																5
つるはし	6	5	5	5	4	4	4	4	5	4	4		6	4	5	4	69
大ハンマー	5	2	2	1					1	1			2		1		15
かけや	15	8	7	7	4	4	4	4	7	5	4		7	5	7	4	92
のこぎり	30	5	12	11	5	5	5	5	21	5	5		21	5	10	5	150
ペンチ	15	4	6	5	4	4	4	4	5	4	4		5	4	6	4	78
鉄線切	5	2	2	6					5				5		1		26
ボール	4		3	4					5				3		1		20
一輪車	10		3	3					3				3		2		24
吸水土のう	530		200	200					200				200		200		1,530
とい	6																6
チェーンソー	2																2
フルコンモッコ									4								4
連結すいのう	8																8
スローバック							3			3						3	9
フローティングロープ							1			1						1	3

(令和6年4月1日現在)

配置場所	資機材名	救命ボート					救命胴衣（固定式）				
		空気膨張式			ウレタン製 水害救助支援 ボート	和船	合計	流水救助用救命 胴衣	小型船舶用救命 胴衣	作業用救命胴衣	合計
		(船外機用) ゴムボート	ラフトボート	ローボート							
	消防署(神鳥谷)	1	2	1	1		5	21	19	95	135
	1-2分団車庫(城北)			1			1			4	4
	2-1分団車庫(中央町)			1			1			4	4
	2-2分団車庫(中央町)			1			1			4	4
	大谷分署(犬塚)								4	17	21
	6分団車庫(横倉新田)			1			1			4	4
	間々田分署(乙女)								9	12	21
	中里水防倉庫			1			1			4	4
	檜木水防倉庫	1					1			5	5
	下生井水防倉庫					1	1			4	4
	10-2分団車庫(乙女)			1			1			4	4
	10-3分団車庫(乙女)			1			1			4	4
	15-2分団車庫(寒川)			1			1			4	4
	16-1分団車庫(網戸)			1			1			4	4
	16-2分団車庫(下生井)			1			1			4	4
	押切集会所					1	1			4	4
	豊田分署(立木)	1					1		4	20	24
	大行寺水防倉庫	1					1			5	5
	11-2分団車庫(小宅)			1			1			4	4
	11-3分団車庫(島田)			1			1			4	4
	12-2分団車庫(立木)			1			1			4	4
	13-1分団車庫(大行寺)			1			1			4	4
	13-2分団車庫(萩島)			1			1			4	4
	13-3分団車庫(間中)			1			1			4	4
	14-1分団車庫(南小林)			1			1			4	4
	14-2分団車庫(下泉)			1			1			4	4
	14-3分団車庫(下初田)			1			1			4	4
	白鷗大学駐車場(大行寺)					1	1			4	4
	桑分署(羽川)								6	13	19
	17-3分団車庫(飯塚)			1			1			4	4
	絹分遣所(福良)			1			1			13	13
	18-1分団車庫(延島)			1			1			4	4
	18-3分団車庫(福良)			1			1			4	4
	延島水防倉庫					1	1			4	4
	合計	4	2	24	1	4	35	21	42	284	347

5-6 土のう備蓄一覧

(令和6年4月1日現在)

地区	場 所	管 理	数 量
小山	消防署 訓練塔南側	消防署	1,350
	2分団2部車庫	消防署	250
	さつき公園（駅東通り1丁目）	道路課	200
	駅東公園（駅東通り2丁目）	道路課	200
	道路課島田置場（渋井地内）	道路課	1,100
	城南公園	道路課	150
	原之内公園	道路課	150
大谷	大谷分署	消防署	400
	6分団車庫	消防署	100
	青葉公園（犬塚3丁目）	道路課	150
	大橋公園（城東3丁目）	道路課	150
	防火水槽No.70（横倉新田）	道路課	200
	街道北1号公園（横倉新田）	自治会	100
	街道南2号公園（横倉新田）	自治会	100
	守武4号公園（横倉新田）	自治会	100
	下谷公園（横倉新田）	自治会	100
	愛宕神社（城東5丁目）	自治会	100
間々田	間々田分署	消防署	200
	中里 水防倉庫	消防署	150
	生良 水防倉庫	消防署	250
	下生井 水防倉庫	消防署	250
	檜木 水防倉庫	消防署	150
	押切集会所	自治会	100
	平和公民館	自治会	100
	網戸中坪集会所	自治会	100
豊田	豊田分署	消防署	500
	大行寺 水防倉庫	消防署	100

5-6 土のう備蓄一覧

地区	場 所	管理	数 量
豊田	島田倉庫（旧分団車庫）	消防署	300
	間中1353-1 自治会ポンプ小屋	消防署	50
	中公民館	消防署	300
	1 3 分団 3 部車庫敷地内	消防署	300
	石ノ上橋西側	消防署	300
	間中公民館	消防署	50
	生駒公民館	自治会	100
	南小林公民館	自治会	100
	上泉公民館	自治会	200
	下泉公民館	自治会	100
	下国府塚公民館	自治会	50
	白鷗大学南側駐車場	自治会	100
	大川島集落センター	自治会	100
桑	桑分署	消防署	370
	飯塚 水防倉庫	消防署	150
絹	延島 水防倉庫	消防署	400
	絹分遣所	消防署	500
	1 8 - 3 分団車庫敷地内	自治会	100
	中河原公民館	自治会	200
合 計			10,570

資料 6 輸送関係

6-1 緊急輸送道路指定路線一覧

(1) 第1次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	路線延長	区 間
国 道 (国管理)	4	国道4号	118.2	全線(野木町野木〔茨城県境〕～那須町豊原乙〔福島県境〕)
	4	新4号国道	40.4	全線(小山市東野田〔茨城県境〕～宇都宮市平出工業団地〔国道4号交点〕)
	50	国道50号	41.1	全線(足利市南大町〔群馬県境〕～小山市犬塚〔茨城県境〕)
主要地方道	31	栃木小山線	9.4	全線(栃木市河合町〔南小林栃木線分岐〕～小山市城山町2丁目〔国道4号交点〕)

(2) 第2次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	路線延長	区 間
主要地方道	33	小山環状線	1.0	一部(小山市西城南5丁目〔小山市消防本部前〕～小山市東城南5交差点〔大羨望小山線交点〕)
			0.1	一部(小山市西城南5丁目〔小山市道交点〕～小山市西城南5丁目〔小山市消防本部前〕)
			3.8	一部(小山市栗宮交差点〔国道4号交点〕～小山市下国府塚〔国道50号交点〕)
一般県道	191	大戦防小山線	1.5	一部(小山市駅南4交差点〔国道50号交点〕～小山市東城南5交差点〔小山環状線交点〕)
	264	小山結城線	4.0	一部(小山市本郷町2〔国道4号交点〕～小山市中久喜〔茨城県境〕)
	265	栗宮喜沢線	0.9	一部(小山市本郷町3丁目〔小山結城線交点〕～小山市花垣町2丁目〔小山市道206号線交点〕)
	339	小山下野線	1.8	一部(小山市陸橋東交差点〔小山結城線交点〕～小山市駅南4交差点〔国道50号交点〕)
市 町 道	小山市道	(30号線、3770号線、7110号線)	2.1	一部(小山市神鳥谷〔小山環状線交点〕～小山市神鳥谷〔新小山市民病院前〕)
		(5050号線、2368号線)	0.3	一部(小山市犬塚2丁目〔小山結城線交点〕～小山市犬塚3丁目〔県南健康福祉センター前〕)
		(206号線)	0.1	一部(小山市花垣町2丁目〔栗宮喜沢線交点〕～小山市花垣町2丁目〔北日本ガス(株)前〕)
		(40号線)	0.9	一部(小山市神鳥谷4丁目〔国道4号交点〕～小山市塩沢〔石ノ上河川広場前〕)

	(45号線)	1.0	全部 (小山市神鳥谷4丁目 [国道4号交点] ~ 小山市西城南5丁目 [小山環状線連絡])
	(3077号線)	0.7	一部 (小山市犬塚7丁目 [国道50号交点] ~ 小山市横倉 [小山工業団地前])
	(4537号線、4262号線、4285号線)	0.8	一部 (小山市間々田駅入口交差点 [国道4号交点] ~ 小山市乙女 [宇都宮国道事務所小山出張所前])

(3) 第3次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	路線延長	区 間
主要地方道	18	小山壬生線	8.1	一部 (壬生町壬生乙 [小山壬生線分岐] ~ 小山市喜沢交差点 [国道4号交点])
	33	小山環状線	3.7	一部 (小山市出井交差点 [福良羽川線交点] ~ 小山市扶桑歩道橋交差点 [小山壬生線交点])
			0.8	一部 (小山市下石塚交差点 [岩舟小山線連絡] ~ 小山市下国府塚 [岩舟小山線交点])
	36	岩舟小山線	0.7	全線 (小山市下石塚交差点 [小山環状線連絡] ~ 小山市大行寺交差点 [国道50号交点])
			8.3	全線 (栃木市和泉交差点 [栃木藤岡線交点] ~ 小山市下国府塚 [小山環状線交点])
54	明野間々田線	4.5	一部 (小山市東野田交差点 [新国道4号交点] ~ 小山市間々田 [国道4号交点])	
一般県道	174	南小林松原線	9.7	一部 (小山市下河原田交差点 [国道50号交点] ~ 野木町友沼交差点 [国道4号交点])
	214	福良羽川線	0.5	一部 (小山市出井交差点 [小山環状線交点] ~ 小山市出井交差点 [新国道4号交点])
	264	小山結城線	1.6	一部 (小山市大行寺交差点 [国道50号分岐] ~ 小山市観晃橋西交差点 [栃木小山線交点])

6-2 飛行場外・緊急離着陸場等一覧

No.	施設名称		所在地	形状		区分
				大きさ	表面	
1	石ノ上河川広場	多目的広場	大字石ノ上地先	98m×200m (着陸帯のみ20m×20m)	舗装 (着陸帯のみ)	飛行場外
2	思川緑地公園	陸上競技場	大行寺1289	160m×100m	芝生	緊急
3	小山運動公園	陸上競技場	大字向野187	180m×120m	芝生	緊急
4	小山総合公園	県南体育館北側	外城371	190m×175m	芝生	緊急
5	小山思いの森	広場 芝生	神鳥谷2251-9他	120m×80m	芝生	飛行場外
6	J Aおやま思川	施設内敷地	黒本120-1	160m×65m	舗装	緊急

6-3 緊急通行車両等確認証明書

別記様式第2

年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書	
栃木県知事 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
使用者	住所 電話（ ） 局 番
	氏名
通行目的	
通行日時	
通行経路	出発地
	目的地
備考	

資料7 避難関係

7-1 指定避難所一覧

【指定避難所】

No.	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	災害種別使用可否		
				地震	水害※ ¹	土砂災害
1	小山第一小学校	宮本町1-3-1	639	○	×	○
2	小山第二小学校※ ²	宮本町2-9-20	591	○	○	○
3	小山第三小学校※ ²	神鳥谷4-7-51	606	○	○	○
4	小山城南小学校	西城南5-29-1	606	○	○	○
5	旭小学校	駅南町5-6-69	606	○	○	○
6	小山城北小学校※ ²	城北5-18-1	604	○	○	○
7	若木小学校※ ²	若木町2-6-44	471	○	○	○
8	東城南小学校	東城南3-9-5	845	○	○	○
9	小山城東小学校	城東1-16-1	736	○	○	○
10	大谷東小学校	横倉新田271	606	○	○	○
11	大谷南小学校	東野田2147	754	○	○	○
12	大谷北小学校	犬塚5-6-10	606	○	○	○
13	間々田小学校※ ²	間々田1512	648	○	○	○
14	乙女小学校	乙女1954	606	○	×	×
15	間々田東小学校※ ²	間々田57-2	658	○	○	○
16	下生井小学校	下生井1546	530	○	×	×
17	網戸小学校	網戸1514	532	○	×	×
18	寒川小学校	中里861	399	○	×	×
19	旧豊田北小学校	大本808	497	○	×	○
20	豊田小学校※ ²	松沼416-1	834	○	○	○
21	穂積小学校	萩島27	725	○	×	○
22	中小学校	南小林109	584	○	×	○
23	羽川小学校	羽川125	596	○	○	○
24	羽川西小学校	黒本771-2	698	○	×	×
25	萱橋小学校※ ²	萱橋1169-1	399	○	○	○
26	絹義務教育学校・東校舎	福良2246	497	○	○	○
27	小山ベースボールビレッジ (旧梁小学校)	梁67	754	○	×	○
28	アグリノ森 (旧延島小学校)	延島1019	600	○	○	○
29	小山中学校	渋井779-1	887	○	×	×
30	小山第二中学校※ ²	天神町1-6-36	701	○	○	○

7-1 指定避難所一覧

No.	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	災害種別使用可否		
				地震	水害※ ¹	土砂災害
31	小山第三中学校※ ²	犬塚3-29-1	891	○	○	○
32	小山城南中学校※ ²	東城南1-22-9	825	○	○	○
33	大谷中学校※ ²	横倉新田97	892	○	○	○
34	間々田中学校※ ²	間々田2364	717	○	○	○
35	乙女中学校	乙女1731	724	○	×	×
36	豊田中学校※ ²	松沼397	874	○	○	○
37	美田中学校※ ²	下国府塚287	910	○	○	○
38	桑中学校※ ²	出井1859	893	○	○	○
39	絹義務教育学校・西校舎※ ²	福良2240-1	662	○	○	○
40	小山高等学校	若木町2-8-51	①975 ②780	○	○	○
41	小山西高等学校	松沼741	①1924 ②1494	○	○	○
42	小山城南高等学校	西城南4-26-1	①1138 ②1055	○	○	○
43	小山南高等学校	間々田23-1	①1569 ②1287	○	○	○
44	小山西桜高等学校	東山田448-29	1276	○	○	○
45	勤労者体育センター	犬塚3-1-2	831	○	○	○
46	白鷗大学本キャンパス	駅東通り2-2-2	642	○	○	○
47	白鷗大学大行寺キャンパス	大行寺1117	1477	○	×	×
48	小山工業高等専門学校	中久喜771	1106	○	○	○
49	関東職業能力開発大学校	横倉612-1	783	○	○	○
50	小山市立文化センター	中央町1-1-1	402	○	○	○
51	栃木県立県南体育館	外城371-1	3796	○	×	○
52	栃木県立温水プール館	外城371-1	168	○	×	○
53	道の駅思川	下国府塚25-1	190	○	×	○
54	間々田市民交流センター	間々田1960-1	311	○	×	○
55	小山城南市民交流センター	東城南4-1-12	269	○	○	○
56	桑市民交流センター	羽川858-1	313	○	○	○
57	大谷市民交流センター	横倉499-6	684	○	○	○
58	小山市立体育館 (小山思いの森敷地内)	塚崎1408 - 1	2794	○	○	○

注意：No.40、41、42、43は2施設を避難所に指定。

すべての指定避難所は、指定緊急避難場所を兼ねる。

すべての指定避難所は、「大規模な火事」においても使用可能。

※1 水害とは、洪水と内水氾濫を意味します。

※2 水害時に早期開設予定の避難施設。

7-2 土砂災害時避難施設一覧

【土砂災害時避難施設】

No.	危険箇所名	施設名	No.	危険箇所名	施設名
1	東島田	羽川小学校	5	船場	小山第二小学校
2	鳥久保	若木小学校	6	西添	間々田中学校
3	若木町	若木小学校	7	西久保	間々田中学校
4	八幡町	小山第二小学校	8	喜沢	若木小学校

7-3 指定緊急避難場所一覧

【指定緊急避難場所】

No.	名称	所在地	面積 (ha)	災害種別使用可否		
				地震	水害	土砂災害
1	小山御殿広場	中央町1-3	1.6	○	○	○
2	城山公園	城山町1-1	4.0	○	○	○
3	駅東公園	駅東通り2-25	1.1	○	○	○
4	神久保公園	神鳥谷2-29	1.3	○	○	○
5	希望ヶ丘公園	西城南5-5	1.9	○	○	○
6	あさひ公園	駅南5-6	1.7	○	○	○
7	城南公園	東城南4-17	2.2	○	○	○
8	自由ヶ丘公園	東城南3-8	1.2	○	○	○
9	原之内公園	神鳥谷1864-1	2.0	○	○	○
10	小山総合公園	外城371-1	20.6	○	×	○
11	城東公園	城東1-19	2.5	○	○	○
12	犬塚公園	犬塚1-24	1.3	○	○	○
13	あけぼの公園	横倉新田465	5.0	○	○	○
14	間々田八幡公園	間々田2369	3.0	○	○	○
15	間々田美しが丘公園	美しが丘3-1	4.0	○	○	○
16	小山運動公園	向野187	21.7	○	○	○

◎上記すべての指定緊急避難場所は、「大規模な火事」においても使用可能。

◎上記16施設のほか、指定避難所58施設も指定緊急避難場所としている。

◎小山市では指定緊急避難場所の面積をおおむね1ha以上であることを選定条件としている。

7-4 洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧

No.	河川名	地区	施設名称	住所
1	思川・巴波川 流域	小山	白鷗大学はくおう幼稚園	大行寺1195
2			小山市ふれあい健康センター	外城546
3			デイサービスセンターアカシヤ	外城546
4			グループホームあおやま 大行寺1号店	大行寺1069-9
5			プラス・Aデイサービスセンター	大行寺1028-15
6			グループホームあおやま 大行寺2号店	大行寺1008-32
7			グループホームあおやま 大行寺3号店	大行寺1016-11
8			グループホームTSUNAGI	大行寺1016-17
9			歩行特化型デイサービスTSUNAGI	大行寺1029-1
10			小山第一小学童保育クラブ	宮本町1-3-1
11		間々田	光南病院	乙女795
12			アスピア乙女	乙女786-1
13			介護老人保健施設晃南	乙女795
14			グループホームふれんど間々田	乙女931-3
15			介護付有料老人ホームしあわせ思川館	乙女1212-1
16			CSWおとめ	乙女625-2
17			共同生活援助事業所 思川桜Ⅰ	乙女625-2
18			共同生活援助事業所 思川桜Ⅱ	乙女625-2
19			間々田小第三学童保育クラブ	間々田1960-1
20			乙女小第二学童保育クラブ	乙女1954
21		生井	網戸保育所	網戸758-1
22			認定こども園生井ゆりかご幼稚園	上生井679-3
23		寒川	障がい者福祉ホーム あおぞら	寒川1495
24		豊田	いろはの詩	島田102
25			羽川西小学童クラブ	黒本771-2
26			豊田学童クラブ	大本478
27		中	認定とまところども園	下泉488-3
28			特別養護老人ホーム初田郷富士見荘	下初田537-2
29			小規模多機能事業所初田郷富士見荘	下初田537-2
30			ふれあいの里・美田	生駒702
31			いちごの里 めぶきファーム	大川島469
32		穂積	放課後デイサービスかな	下国府塚607-1
33			みのり幼稚園（認定こども園）	萩島56

7-4 洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧

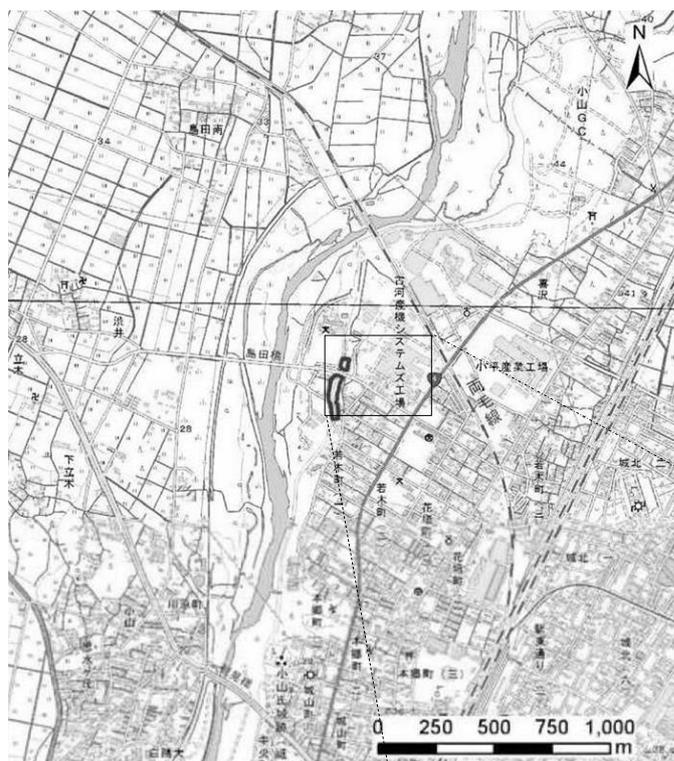
34	鬼怒川・田川 流域	絹	グループホームいずみ	高橋128-1
35			特別養護老人ホームきぬの里・きぬの里みやび	高橋132-1
36			きぬの里デイサービスセンター	高橋132-1
37			絹保育所	高橋482-1
38			認定こども園のぶしま幼稚園	延島96
39			絹義務教育学校学童保育クラブ	福良1144

※「要配慮者利用施設」については、本編第2編第1章第3節防災訓練の実施等に記載。

7-5 土砂災害警戒（特別警戒）区域内要配慮者利用施設一覧

No.	施設名称	住所	
1	コープグループホーム喜沢（1階）	喜沢1475-98	
2	コープデイサービスセンター喜沢（2階）	喜沢1475-98	
3	おやま城北クリニック	喜沢1475-328	
上記1～3施設における区域図		箇所番号	208-I-001
		箇所名	喜沢IA

【位置図】



【拡大図】

コープグループホーム喜沢
コープデイサービスセンター喜沢



おやま城北クリニック

7-6 福祉避難所一覧

No.	施設名	住所	想定収容人数 (人)
1	(福) 紫雲会花見ヶ丘学園	東野田635	30
2	(福) 彰義重政会一桃舎	間々田750-1	5
3	(福) 孝友会ひらわの郷	平和256	10
4	(福) 孝友会グループホームひらわ	平和263-4	5
5	(福) 延寿会春わらう舎	小山1509-1	10
6	(福) 小山清風会しょうし苑	中久喜1273-1	10
7	(福) 小山清風会デイサービスセンターコスモス	中久喜1620-1	2
8	(NPO) 小山そよかぜ小山ひまわり	本郷町2-8-21	10
9	(福) 薫風会富士見荘	上石塚15	10
10	(福) 薫風会初田郷富士見荘	下初田537-2	10
11	(医) 光風会晃南	乙女795	50
12	(医) 光風会通所リハビリテーション晃南	乙女795	35
13	(医) さくら会さくら野	卒島110	10
14	(医) さくら会グループホームさくらの家	卒島98	2
15	(医) 信誠会苅部太陽の家	南飯田317-5	10
16	(福) 洗心会サンフラワーグリーンホーム	出井1939	3
17	(福) 洗心会サンフラワーケアセンター	出井1933-1	3
18	(福) 洗心会サンフラワーガーデン	出井1938	4
19	(福) 洗心会サンフラワーショートステイ	出井1936	2
20	(福) 洗心会サンフラワー療護園	出井1936	4
21	(福) 洗心会サンフラワーワークセンター	犬塚7-20-2	5
22	(福) ソフィア会おはようの家	三拝川岸127-1	6
23	(福) ソフィア会えいぶるの里	東島田2403-2	6
24	(福) 丹緑会栗林荘	塚崎463-1	10
25	(福) 厚生会穂の香苑	間々田1442	10
26	(福) くすの木会きぬの里	高椅132-1	10
27	(医) 朝日会朝日病院	喜沢660	20
28	(医) 朝日会思川ケアステージ	喜沢660	
29	(医) 博愛会祇園荘	城山町2-7-18	10
30	(医) 星野会つむぎの郷	犬塚62	5
31	(福) 豊心会すみれ乳児院	三峯2-1-21	3
32	(福) パステルC SWおとめ	乙女625-2	5

※1 指定緊急避難場所と重複している施設はない。

※2 全ての施設が災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすものである。

※3 想定収容人数は各施設との協定によるもの。

7-7 避難所開設時派遣職員名簿

【地震災害時】による避難所派遣職員

区分・・・「管」＝管理運営者

区分・・・「女」＝女性職員

連絡完了日時： 月 日（ ） 時 分

No.	開設場所	区分	所属	職名	氏名	電話番号
1						
2						
3						
4						
5						

連絡完了日時： 月 日（ ） 時 分

No.	開設場所	区分	所属	職名	氏名	電話番号
1						
2						
3						
4						
5						

連絡完了日時： 月 日（ ） 時 分

No.	開設場所	区分	所属	職名	氏名	電話番号
1						
2						
3						
4						
5						

※避難所開設決定後は3名を配置し、避難者受入体制を整える。

※3名中1名を「管理運営者」として配置してください。又、3名中1名は「女性」職員を配置してください。管理運営者と女性職員が同一人物でも問題ありません。

避難所開設時初期対応（地震災害時）

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	想定収容人数
1	小山中学校	渋井779-1	22-0168	443人 (2㎡あたり1人)
2	小山第二中学校	天神町1-6-36	22-0089	350人 (2㎡あたり1人)
3	小山第三中学校	犬塚3-29-1	25-5745	445人 (2㎡あたり1人)
4	小山城南中学校	東城南1-22-9	27-5800	412人 (2㎡あたり1人)
5	大谷中学校	横倉新田97	27-0252	446人 (2㎡あたり1人)
6	間々田中学校	間々田2364	45-0062	358人 (2㎡あたり1人)
7	乙女中学校	乙女1731	45-3600	362人 (2㎡あたり1人)
8	豊田中学校	松沼397	37-0004	437人 (2㎡あたり1人)
9	美田中学校	下国府塚287	38-2006	455人 (2㎡あたり1人)
10	桑中学校	出井1859	22-0187	446人 (2㎡あたり1人)
11	絹義務教育学校・ 西校舎	福良2240-1	49-0141	331人 (2㎡あたり1人)

※施設・場所名については、各中学校の通学区域内の避難所を含む。

※絹義務教育学校開設時は、鍵を絹出張所から借用する。

【水害時】による避難所派遣職員

区分・・・「管」＝管理運営者

区分・・・「女」＝女性職員

連絡完了日時： 月 日（ ） 時 分

No.	開設場所	区分	所属	職名	氏名	電話番号
1						
2						
3						
4						
5						

連絡完了日時： 月 日（ ） 時 分

No.	開設場所	区分	所属	職名	氏名	電話番号
1						
2						
3						
4						
5						

連絡完了日時： 月 日（ ） 時 分

No.	開設場所	区分	所属	職名	氏名	電話番号
1						
2						
3						
4						
5						

※避難所開設決定後は3名を配置し、避難者受入体制を整える。

※3名中1名を「管理運営者」として配置してください。又、3名中1名は「女性」職員を配置してください。管理運営者と女性職員が同一人物でも問題ありません。

早期開設指定避難所初期対応（水害時）

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	想定収容人数
1	小山第二小学校	宮本町2-9-20	22-0079	295人 (2㎡あたり1人)
2	小山第三小学校	神鳥谷4-7-51	24-2355	303人 (2㎡あたり1人)
3	城北小学校	城北5-18-1	22-3081	302人 (2㎡あたり1人)
4	若木小学校	若木町2-6-44	25-6467	235人 (2㎡あたり1人)
5	間々田小学校	間々田1512	45-0022	324人 (2㎡あたり1人)
6	間々田東小学校	間々田57-2	45-1720	329人 (2㎡あたり1人)
7	豊田小学校	松沼416-1	38-9901	417人 (2㎡あたり1人)
8	萱橋小学校	萱橋1169-1	49-1185	199人 (2㎡あたり1人)
9	小山第二中学校	天神町1-6-36	22-0089	350人 (2㎡あたり1人)
10	小山第三中学校	犬塚3-29-1	25-5745	445人 (2㎡あたり1人)
11	小山城南中学校	東城南1-22-9	27-5800	412人 (2㎡あたり1人)
12	大谷中学校	横倉新田97	27-0252	446人 (2㎡あたり1人)
13	間々田中学校	間々田2364	45-0062	358人 (2㎡あたり1人)
14	豊田中学校	松沼397	37-0004	437人 (2㎡あたり1人)
15	美田中学校	下国府塚287	38-2006	455人 (2㎡あたり1人)
16	桑中学校	出井1859	22-0187	446人 (2㎡あたり1人)
17	絹義務教育学校・ 西校舎	福良2240-1	49-0141	331人 (2㎡あたり1人)

※施設・場所名については、各中学校の通学区域内の避難所を含む。

※絹義務教育学校開設時は、鍵を絹出張所から借用する。

資料 8 支援制度関係

8-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準 （早見表）

（令和元年6月30日現在）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 （加算額） 福祉避難所（高齢者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所）を設置した場合は、当該地域における通常の実費を上記の額に加算して得た額の範囲内とする	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に、建設し供与するもの	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に依りて設定 2 基本額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与の終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とし、5,610,000円以内とする 2 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置することができる（50戸未満であっても小規模な施設を設置することができる） 3 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高

8-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
				<p>齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設)を設置することができる</p> <p>4 供与期間は2年以内とする（建築基準法第85条第3項又は第4項）</p>
	<p>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの</p>	<p>○ 借上型仮設住宅規模 建設型仮設住宅に準じる</p>	<p>災害発生日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、供与</p>	<p>1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、地域の実情に応じた額とする</p> <p>2 供与期間は建設型仮設住宅と同様</p>
炊き出しその他による食品の給与	<p>1 避難所に収容された者</p> <p>2 住家に被害を受け、現に炊事のできない者</p> <p>3 災害により現に炊事のできない者</p>	<p>1人1日当たり 1,140円以内</p>	<p>災害発生日から7日以内</p>	<p>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい（1食は1/3日）</p>
飲料水の供給	<p>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</p>	<p>当該地域における通常の実費</p>	<p>災害発生日から7日以内</p>	<p>1 輸送費、人件費は別途計上</p>

8-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失し、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月） の季別は災害発生日をもって決定する	災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		2 下記金額の範囲内							
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 流失	夏	円 18,500	円 23,800	円 35,100	円 42,000	円 53,200	円 7,800
			冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
半壊 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600		
	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500		
医 療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					

8-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 584,000円以内	災害発生日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失し、又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生日から10日以内	災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,400円以内 一 時 保 存 ┌ 既存建物借上費 ├ 通常の実費 ├ 既存建物以外 └ 1 体当たり 5,300円以内 検 査 料 金 救護班以外は慣行料金	災害発生日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる

8-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、住家への出入が困難な状態にある場合に限ること	市町において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均額 135,400円以内	災害発生日から10日以内	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することが出来ない者に対して行うものであること。	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均額 137,900円以内	災害発生日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

8-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	<p>救助事務に支出する費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合計額に、次のアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること</p> <p>ア 3千万円以下の部分の金額については100分の10</p> <p>イ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</p> <p>ウ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</p> <p>エ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</p> <p>オ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</p> <p>カ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</p> <p>キ 5億円を超える部分の金額については</p>	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の清算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も

8-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
		100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

8-2 小山市小災害見舞金支給規則

昭和47年3月31日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、小災害により被災した市民に対する見舞金及び弔慰金（以下「見舞金等」という。）の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小災害 火災、風水害等不慮の災害で災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用されないものをいう。
- (2) 全壊世帯 小災害により住家が全焼、全壊、流出、又は全埋没した世帯をいう。
- (3) 半壊世帯 小災害により住家が半焼、半壊又は半埋没した世帯をいう。
- (4) 床上浸水世帯 小災害により住家が床上浸水した（半壊に至る場合を除く。）世帯をいう。
- (5) 遺族 小災害により死亡した者の遺族（災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第36号）第4条に規定する範囲及び順位によるものとし、同条例第3条の規定により災害弔慰金の支給を受けた遺族を除く。）
- (6) 負傷者 小災害により負傷し、当該負傷の程度が1か月以上の入院加療を要すると認められる者をいう。

(見舞金等の種類)

第3条 見舞金等の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 罹災者見舞金
- (2) 負傷者見舞金
- (3) 弔慰金

(見舞金等の支給対象者等)

第4条 見舞金等の支給対象者及び額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 住家の被害

区分	支給対象者	金額
罹災者見舞金	全壊世帯の世帯主	100,000円
	半壊世帯の世帯主	50,000円
	床上浸水世帯の世帯主	30,000円

(2) 人的被害

区分	支給対象者	金額
弔慰金	遺族	100,000円
負傷者見舞金	負傷者	50,000円

(見舞金等の支給申請等)

第5条 見舞金等は、前条に規定する支給対象者の申請により支給する。

2 前項の規定により申請をすることができる期間は、住家の被害又は人的被害（以下「住家の被害等」という。）が発生した日から6か月間とする。ただし、正当な理由があるときは、この限

りでない。

(支給の制限)

第6条 見舞金等は、次の各号に掲げるときは支給しない。

- (1) 住家の被害等が被災者又は遺族の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。
- (2) 前号に掲げるほか、市長が見舞金等の支給を不相当と認めるとき。

(援護の特例)

第7条 この規則にかかわらず、災害の状況により特に見舞金の支給を必要とするものについては、そのつど市長が定める。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、見舞金等の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年6月27日規則第17号)

この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月26日規則第7号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月15日規則第8号)

この規則は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に発生した災害に係る見舞金から適用する。

8-3 災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年9月24日

条例第36号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰

上償還をすることができる。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 補則

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年7月1日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月15日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年7月1日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年10月1日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以降に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年12月28日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年6月26日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成9年3月26日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

8-3 災害弔慰金の支給等に関する条例

附 則（令和2年12月25日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、令和元年8月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

8-4 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年9月24日

規則第31号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手續)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手續)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規

定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込）

第6条 災害援護資金（以下この章において「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）（様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状（様式第16号）を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を氏名等変更届（様式第17号）により市長に届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年12月28日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成元年5月23日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月28日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第6条第1項第4号及び第9条並びに様式第2号、様式第3号、様式第5号、様式第7号及び様式第13号から様式第16号までの規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（令和2年12月25日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行し、令和元年8月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

8-4 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

様式第1号（第5条関係）

診 断 書

氏 名			生年月日	年 月 日	性別	男・女				
傷 病 名				負傷発病年月日	年 月 日					
障害の部位				初診年月日	年 月 日					
既往症		既存障害		治ゆ年月日	年 月 日					
療養の内容及び経過										
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること)									
関 節 運 動 範 囲	部 位		種類範囲							
			右							
			左							
			右							
			左							
			右							
		左								
上記のとおり診断します。				郵便番号	電話番号	局番				
年 月 日				病院又は 診療所の	住 所 名 称					
				診療担当者 氏 名	印					

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号			
被災日時		年 月 日 時		災害名					
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害		被害場所					
返す方法		1 年賦 2 半年賦 3 月賦		いつまでに返 せますか		年 月(回)			
借 入 申 込 者 に つ い て	フリガナ				男・女		年 月 日生(歳)		
	氏 名								
	フリガナ				郵便番号		電話番号		
	現住所		(方)		〒		局 番		
	本籍				勤務先の名称 と所在地				
	職業								
世帯の状況と収入		氏 名		世帯主との続柄	年齢	健 否	職 業	収 入 (月収)	勤務先・学校名

(保証人が書いて下さい。)												
	収入合計		円				支出合計		円			
	資産の状況	土地	(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²				住居の状況		(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居			
		建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²				生活保護		年 月 日より受給(生住教医)			
負債		(内容)				(金額)		円				
(保証人が書いて下さい。)	氏名						男・女		年 月 日生(歳)			
	現住所						本籍地					
	職業		月収		円		申込者との関係		家族数		人	
	資産	土地	(1)宅地 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²				勤務先	名称				
建物		(1)自宅 m ² (2)その他 m ²				所在地		電話 局 番				
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況								(有・無) (状況)				
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無								(有・無)				
資金の用途	資金の使い方 総額				円		資金の内訳 合計				円	
	に				円		災害援護資金で				円	
	に				円		手持資金で				円	
	に				円		その他()で				円	
	に				円							

被 害 の 状 況	被災時の具体的状況					負傷	全治	ヵ月	
	住居の被害		(1) 全壊			(2) 半壊			
	家 財 の 被 害	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額		
		和だんす			婦人用腕時計				
		整理だんす			畳(畳中で畳が被害)				
		洋服だんす							
		鏡台			障子				
		腰掛机			ふすま				
		本箱・本だな							
		食器・戸だな			小計				
		食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財				
		げた箱							
		照明器具			品名	現在購入に要する費用	被害額		
		じゅうたん							
		扇風機							
		石油ストーブ							
電気やぐらこたつ									
電気冷蔵庫									

	電気・ガス炊飯器				
	電気洗たく機				
	電気掃じ機				
	ミ シ ン				
	電気アイロン				
	自 転 車				
	テ レ ビ				
	ラ ジ オ				
	柱 時 計				
	目 覚 し 時 計			小 計	
	紳 士 用 腕 時 計			合 計	

上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。
 年 月 日

借入申込者 印

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。
 年 月 日

連帯保証人 印

小山市長 様

様式第3号（第8条関係）

第 号

年 月 日

小山市長 印

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

受付番号 第 号

貸付金額 円

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年賦・半年賦・月賦

利 子 無利子・年1.5パーセント

資金をお渡しする日と手続について

1 貸付金交付日 年 月 日

2 場 所

3 ご持参なさるもの

(1) この通知書

(2) 同封の借用書

(3) あなたの印鑑

(4) あなたと保証人の印鑑証明書各一通（保証人を立てる場合は、あなたと保証人の印鑑証明書各一通）

様式第4号（第8条関係）

第 号

年 月 日

小山市長 印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

様式第5号（第9条関係）

貸付決定番号 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額 円
利 子 無利子・年1.5パーセント
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年賦・半年賦・月賦

上記の通り借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所

借受人氏名

住 所

保証人氏名

様式第6号（第12条関係）

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住 所

氏 名

印

小山市長 様

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

〃 金額

様式第7号（第13条関係）

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人住所
氏名 印
連帯保証人住所
氏名 印

小山市長 様

申請の理由 (具体的に)					
貸付の条件	借入金額	円		貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期間等	ただし 年 月 日 第 回償還以降	カ月
	償還方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦			
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	
支払猶予期間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)				

様式第8号（第13条関係）

第 号

年 月 日

小山市長 印

様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次の通り承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から カ月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第9号（第13条関係）

第 号

年 月 日

小山市長 印

様

支払猶予不承認通知書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

（不承認の理由）

様式第10号（第14条関係）

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借受人住所
氏名 印
連帯保証人住所
氏名 印

小山市長 様

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額				円	
内 容	回数	期 別	元 金	利 子	申請日までの 違約金
		年 月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第11号(第14条関係)

第 号

年 月 日

小山市長 印

様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る
年 月 日における違約金 円の支払いを免除致します。

様式第12号（第14条関係）

第 号

年 月 日

小山市長 印

様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（理由）

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金（元利合計 円）に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

様式第13号（第15条関係）

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号						
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円	
償還方法	年賦・半年賦・月賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円	
免除申請額	円（償還未済額の全部で）					
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間						
免除申請者	フリガナ				男・女	年 月 日生
	氏名					
	現住所					
	本籍					
	借受人との関係				職業	
	勤務先及び所在地					
借相続人又はその	フリガナ				男・女	年 月 日生
	氏名					
	現住所			借受人との続柄		
	職業			勤務先及び所在地		
保証人	フリガナ				男・女	年 月 日生
	氏名					
	現住所				借受人との関係	
	職業			勤務先及び所在地		
<p>上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">免除申請者 印</p> <p>小山市長 様</p>						

様式第14号（第15条関係）

第 号

年 月 日

小山市長 印

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
償還を免除した額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還未済額がある場合に、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利5%の率で違約金がさらに加算されます。

様式第15号（第15条関係）

第 号

年 月 日

小山市長 印

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5%の率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

様式第16号（第16条関係）

第 号

年 月 日

小山市長 印

様

督 促 状

あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金（元利合計 円）については、納期を経過しておりますが未だ納入されておられませんので至急納入下さい。

なお、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年5%の割合で計算した額が違約金として徴収されることになっておりますので申し添えます。

様式第17号（第17条関係）

氏 名 等 変 更 届

貸付番号			
借受人	氏名		住所
連帯保証人	氏名		住所
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他	(異動の内容)		
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 借受人（又は同居の親族） 住 所 氏 名 印 連帯保証人 住 所 氏 名 印 </div> 小山市長 様			

8-5 小山市被災者生活再建支援金支給要綱

平成25年9月5日

消本告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で発生する自然災害（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）第2条第1号に定める自然災害をいう。以下同じ。）において、住家に著しい被害を受けた被災者が早期に生活の再建を図ることを支援するため支給する小山市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象の災害)

第2条 支援対象となる災害は、支援法が適用されない区域に係る自然災害とし、栃木県の被災者生活再建支援制度に基づき公益財団法人栃木県市町村振興協会が支援対象の災害として認定したものであるものとする。

(支援金支給の対象世帯)

第3条 支援金支給の対象世帯は、前条の災害により被害を受けた世帯であって、次に掲げる世帯（以下「被災世帯」という。）とする。

- (1) その居住する住宅が全壊した世帯
- (2) その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- (3) 洪水等による被害が発生する危険な状態が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- (4) 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前2号に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）

(支援金の区分及び支給額)

第4条 支援金の区分は、基礎支援金及び加算支援金とする。

2 基礎支援金は、被災世帯の住宅の被害程度に応じて支給するものとし、加算支援金は、当該世帯の住宅の再建方法に応じて支給するものとする。

3 基礎支援金及び加算支援金の額は、別表のとおりとする。

(支援金の支給申請)

第5条 基礎支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、小山市被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票（世帯全員が記載されたものに限る。）の写し
- (2) 第3条第1号、第2号（住宅の敷地に被害を受けたことにより住宅をやむを得ず解体する場合を除く。）又は第4号に該当する世帯にあつては、住宅が全壊、半壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる市が発行するり災証明書
- (3) 第3条第2号に該当する世帯（住宅の敷地に被害を受けたことにより住宅をやむを得ず解体する場合に限る。）にあつては、次に掲げるもの
 - ア 住宅の敷地に被害を受けたことにより当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる市が発行するり災証明書
 - イ 住宅の敷地に被害を受けたことが確認できるもの（宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書の写し、当該住宅を含む被害を受けた敷地の状況が分かる写真等）
- (4) 第3条第3号に該当する世帯にあつては、長期避難世帯に該当することを証明する書類

2 加算支援金の支給を受けようとする申請者は、申請書に住宅の建設、購入、補修又は賃借を行ったことが確認できる書類（当該手続に係る契約書の写し、登記簿謄本の写し、建築確認書の写し等）を添えて、市長に申請しなければならない。

（支援金の申請期間）

第6条 前条の規定による申請を行うことができる期間は、第2条に定める災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては1年1か月を経過する日まで、加算支援金にあつては3年1か月を経過する日までとする。ただし、災害の規模等を勘案し、市長が特に必要と認めたときは、当該期間を短縮することができるものとする。

（支援金の支給決定）

第7条 市長は、第5条の規定による申請があつたときは、災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府統括官（防災担当）通知）その他の関係通知等に基づき、その内容を審査し、支援金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、支援金の支給の可否を決定したときは、小山市被災者生活再建支援金支給決定通知書（様式第2号）又は小山市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（様式第3号）により、その旨を当該申請者に通知の上、支援金の支給を決定した申請者（以下「支給決定者」という。）に対し、補助金を交付するものとする。

（支援金の支給決定の取消し）

第8条 市長は、支給決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

（支援金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により返還を命じた支援金が定められた期日までに返還されなかったとき

8-5 小山市被災者生活再建支援金支給要綱

は、当該日の翌日から納付のあった日までの日数に応じ、その未納付額につき年7.25パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付させるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、第1項の規定により支援金の返還を命じた者の申請により、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日以後に第2条の災害による被害を受けた世帯の支援から適用する。

附 則 (平成26年7月25日消本告示第4号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年5月20日以後に自然災害による被害を受けた世帯の支援から適用する。

別表 (第4条関係)

基礎支援金	加算支援金		
	支給額	再建方法	支給額
<ul style="list-style-type: none"> ・全壊 (第3条第1号に該当) ・解体 (第3条第2号に該当) ・長期避難 (第3条第3号に該当) 	1,000,000円 (750,000円)	建築又は購入	2,000,000円 (1,500,000円)
		補修	1,000,000円 (750,000円)
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模半壊 (第3条第4号に該当) 	500,000円 (375,000円)	賃借 (公営住宅入居を除く。)	500,000円 (375,000円)

備考

- 1 支給額の欄の上段の額は、単数世帯以外の被災世帯に対する額とし、下段の()内の額は、単数世帯の被災世帯に対する額とする。
- 2 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- 3 再建方法について、2以上の該当がある場合は、表に定める額のうち最も高いものとする。

様式第1号（第5条関係）

（表）

小山市被災者生活再建支援金支給申請書

年 月 日

小山市長 様

小山市被災者生活再建支援金支給要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

申請者 印

世帯主以外の方が申請する場合はその理由

1 被災時の世帯の状況について記入してください。

(1) 単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください。（ 単数 ・ 複数 ）

(2) 世帯主の氏名

（ふりがな）

(3) 被災した住宅の住所

〒

2 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

現在の住所	
電話番号	

3 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
		普通・当座	

4 住宅の被害状況を○で囲んでください。

被害状況	全壊・半壊解体・敷地被害解体・大規模半壊・長期避難
------	---------------------------

半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由

(裏)

5 申請する支援金等について記入してください。

(1) 申請する基礎支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

※ 初めて申請する方は必ず記入してください。2回目以降は特に必要ない限り空欄のままで結構です。

区 分	今回申請 (A)		受給済 (B)		備 考 (添付書類)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全 壊	100万円	75万円			住民票の写し 災証明書 預金通帳の写し その他
解体 (半壊・敷地被害)	100万円	75万円			
長期避難	100万円	75万円			
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
			申請額 (A - B)		万円

(2) 申請する加算支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分	今回申請 (C)		受給済 (D)		備 考 (添付書類)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200万円	150万円			契約書の写し その他
補 修	100万円	75万円			
賃貸住宅 公営住宅入居者を除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
			申請額 (C - D)		万円

注) 1 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んでください (その他の書類名も記入してください)。

2 それぞれの支援金について、複数世帯の区分に該当する場合は、それらのうち高いほうの額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を申請額の欄に記入してください。

以下市記入欄

災害名	
世帯員数の確認	単数 ・ 複数
被害状況の確認	全壊・半壊解体・敷地被害解体・大規模半壊・長期避難・その他 ()
解体状況の確認	解体済み

申請受理印	
-------	--

様式第2号（第7条関係）

小山市被災者生活再建支援金支給決定通知書

年 月 日

様

小山市長 印

年 月 日付けで申請のあった小山市被災者生活再建支援金について、次のとおり支給することに決定したので、小山市被災者生活再建支援金支給要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 支給額 円

2 支給方法 口座振込

様式第3号（第7条関係）

小山市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書

年 月 日

様

小山市長 印

年 月 日付けで申請のあった小山市被災者生活再建支援金について、次の理由により支給しないことに決定したので、小山市被災者生活再建支援金支給要綱第7条第2項の規定により通知します。

（理由）

8-6 小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援条例

平成28年9月30日

条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、自然災害により住宅に被害を受けた市民のうち国等の生活再建支援制度の対象とならない者等（以下「被災者」という。）に対し、小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、被災住宅の早期復旧を促進し、もって被災者の生活再建を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する自然災害をいう。
- (2) 被災住宅 自然災害により被災した市内に存する住宅(併用住宅の場合は居住部分に限る。)であって、次のいずれの要件も満たすものをいう。
 - ア 所有者又は所有者の3親等以内の親族が生活の本拠としており、当該住宅の復旧後も引き続き生活の本拠とするものであること。
 - イ 市の発行する罹災証明において、罹災の程度が「半壊」、「一部損壊（準半壊）」又は「一部損壊（10%未満）」との判定を受けたものであること。
- (3) 世帯 同一の住宅に居住し、生計を一にしている生活単位をいう。
- (4) 被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって、被災住宅に居住する世帯をいう。
- (5) 復旧工事 被災住宅の居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分を補修する工事をいう。

(支援金の支給)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に対し、当該支給対象者の申請に基づき、支援金の支給を行うものとする。この場合において、被災住宅に2以上の支給対象者が居住するときは、そのいずれかの支給対象者に対して支援金を支給するものとする。

(1) 被災世帯の世帯主であって、自然災害による被災時に本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 前号に規定する世帯主に代わる者として市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金を支給しないものとする。

(1) 法第3条に規定する被災者生活再建支援金の支給の対象となるとき。

(2) 小山市被災者生活再建支援金支給要綱（平成25年消本告示第6号）第1条に規定する小山市被災者生活再建支援金の支給の対象となるとき。

(3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助（同法第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理に限る。）の適用を受けているとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、復旧工事に関して、利子補給金その他の被災者生活再建支援制度の適用を受けているとき。

3 支援金の支給は、同一の自然災害において、同一被災世帯及び同一被災住宅に対し、1回に限るものとする。

（支援金の対象事業等）

第4条 支援金の支給対象となる事業は、復旧工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 復旧工事に要する経費（以下「対象経費」という。）が10万円以上であること。

(2) 被災した日から2年以内に完了する見込みであること。

2 支援金の申請期間は、被災した日から1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、次の表の左欄の区分に応じ、同表右欄に定める額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

罹災の程度	支援金の額
半壊	対象経費に相当する額とし、50万円を限度とする。
一部損壊（準半壊）	対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。
一部損壊（10%未満）	

（譲渡等の禁止）

第6条 支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年9月関東・東北豪雨災害以後の自然災害について適用する。

（平成27年9月関東・東北豪雨災害の特例）

2 平成27年9月関東・東北豪雨災害の被災者については、第4条第2項中「1年以内」とあるのは「平成29年3月31日まで」と読み替えるものとする。

3 支給対象者が平成27年9月関東・東北豪雨災害に係る利子補給金交付要綱（平成27年規程第48号）第8条に規定する交付決定者であるときは、第3条第2項第4号の規定にかかわらず

ず、第5条に規定する支援金の額から同要綱に基づき交付した利子補給金の額を減じた額を支給するものとする。

附 則（令和元年11月8日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

8-7 小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援条例施行規則

平成28年9月30日

規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援条例（平成28年条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(支給の申請)

第3条 支援金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、復旧工事の着工前（緊急やむを得ないと市長が認める場合は復旧工事の着工後）に、小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金支給申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、書類の一部を省略することができる。

- (1) 契約書、見積書その他の復旧工事の内訳及び費用が記載された書類の写し
- (2) 復旧工事着工前の被災住宅の現況写真
- (3) 罹災証明書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(支給の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、支援金の支給の可否及び支給額を決定し、小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金支給決定通知書（様式第2号）又は小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金不支給決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第5条 前条の規定により支援金の支給決定を受けた申請者（以下「支給決定者」という。）は、申請した内容の変更又は取消しをしようとするときは、小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金支給決定変更（取消）申請書（様式第4号）に変更内容を証する書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

(変更の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、必要に応じ第4条の規定により決定した支援金の額を変更し、又は当該決定を取り消すものとし、小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金支給決定変更承認通知書（様式第5号）若しくは小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金支給決定変更不承認通知書（様式第6号）又は小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金支給決定取消通知書（様式第7号）により当該支給決定者に通知するものとする。

(実績報告及び支給の請求)

第7条 支給決定者は、復旧工事が完了したときは、速やかに小山市半壊・一部損壊住宅復旧工事

実績報告書兼支援金支給請求書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、実績報告及び支援金の支給を請求しなければならない。

- (1) 復旧工事代金の領収書の写し(対象経費の額が分かるもの)
- (2) 復旧工事施工後の被災住宅の現況写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(支援金の確定及び支給)

第8条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の額を確定し、速やかに支援金を支給するものとする。

(実地調査及び是正措置)

第9条 市長は、第7条の規定による実績報告について、必要があると認めるときは、支給決定者に報告を求め、市の職員に実地調査を行わせることができる。

2 市長は、前項の実地調査の結果、復旧工事の実績が支援金の支給決定の内容に適合しないと認めるときは、必要な措置を講じるよう支給決定者に命じることができる。

(支援金の返還)

第10条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第4条の規定による支援金の支給決定を取り消し、既に支給した支援金があるときは、その全部又は一部について返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給決定又は支給を受けたとき。
- (2) 条例及びこの規則の規定に違反したとき。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年9月関東・東北豪雨災害以後の自然災害について適用する。

附 則（令和元年11月8日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）小山市長

申請者 住所
 氏名 ④
 電話番号
 所有者との続柄

小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金支給申請書

小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

被災者住宅の所在地		小山市
所有者	住 所	
	氏 名	
罹災証明書の罹災程度		<input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊（準半壊） <input type="checkbox"/> 一部損壊（10%未満）
工事総額 ※		円
支給対象工事費 ※		円
支援金支給申請額		円
工事期間	着工(予定)日	年 月 日
	完成(予定)日	年 月 日
施工事業者	所在地	
	名 称	

※ 金額欄には、消費税及び地方消費税を含む額を記入してください。

添付書類

- (1) 契約書、見積書その他復旧工事の内訳及び費用が記載された書類の写し
- (2) 復旧工事着工前の被災住宅の現況写真
- (3) 罹災証明書の写し

様式第2号（第4条関係）

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長



小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金については、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

記

被災者住宅の所在地		小山市
所有者	住 所	
	氏 名	
罹災証明書の罹災程度		<input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊（準半壊） <input type="checkbox"/> 一部損壊（10%未満）
支給対象工事費 ※		円
支援金支給決定額		円
工事期間	着工(予定)日	年 月 日
	完成(予定)日	年 月 日
支援金支給の条件		(1) 年 月 日までに工事を完了し、小山市被 小山市半壊・一部損壊住宅復旧工事実績報告書兼支援金支 給請求書（様式第8号）を提出してください。 (2) 工事の内容を変更するとき又は工事を中止するときは、 市長の承認を受けてください。 (3) その他 ()

※ 金額には、消費税及び地方消費税を含みます。

様式第3号（第4条関係）

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長



小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金不支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金については、
下記の理由により支給できませんので通知します。

記

(理由)

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）小山市長

申請者 住所
氏名
電話番号

印

小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金支給決定変更（取消）申請書

年 月 日付け小山市指令 第 号により支給決定の通知があった小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金について、下記のとおり変更（取消し）したいので、申請します。

記

1 変更又は取消しの区分

□(1) 変更を申請する場合

		変更前	変更後
所有者	住 所		
	氏 名		
罹災証明書の罹災程度		<input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊（準半壊） <input type="checkbox"/> 一部損壊（10%未満）	<input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊（準半壊） <input type="checkbox"/> 一部損壊（10%未満）
支給対象工事費 ※		円	円
支援金支給決定額		円	円
工事期間	着工予定日	年 月 日	年 月 日
	完成予定日	年 月 日	年 月 日

※ 金額欄には、消費税及び地方消費税を含む額を記入してください。

□(2) 取消しを申請する場合

2 変更又は取消しの理由

()

様式第5号（第6条関係）

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長



小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金支給決定変更承認通知書

年 月 日付で申請のありました小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金支給決定の変更について、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 変更の内容

2 変更後の支援金支給決定額

円

様式第6号（第6条関係）

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長



小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金支給決定変更不承認通知書

年 月 日付で申請のありました小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金支給決定の変更について、下記の理由により承認しないことに決定しましたので通知します。

記

(理由)

様式第7号（第6条関係）

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長



小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金支給決定取消通知書

年 月 日付で申請のありました小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金支給決定
について、下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

(理由)

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）小山市長

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

小山市半壊・一部損壊住宅復旧工事实績報告書兼支援金支給請求書

年 月 日付け小山市指令 第 号により支給決定の通知があった小山市半壊・一部損壊住宅復旧支援金について、復旧工事が完了したので、下記のとおり報告するとともに、支援金の支給を請求します。

記

- 1 復旧工事が完了した日 年 月 日
- 2 支給対象工事費（消費税及び地方消費税を含む。） 円
- 3 支援金支給請求額 円

4 振込希望口座

振込先 金融機関		銀行・信金 信組・農協 労金	本店・出張所・支店			
			支店コード			
預金種目	1 普通	2 当座	口座 番号			
口座名義人	フリガナ					
	氏名					

添付書類

- (1) 復旧工事代金の領収書の写し
- (2) 復旧工事施工後の被災住宅の現況写真
- (3) 振込先金融機開口座の写し

様式第9号（附則第2項関係）

年 月 日

（あて先）小山市長

施工事業者 所在地
 名称
 代表者
 電話番号

㊟

復旧工事完了証明書

被災住宅の復旧工事について、下記のとおり施工したことを証明します。

記

発注者	住所	
	氏名	
	連絡先	
被災住宅の所在地		小山市
工事期間		年 月 日 ~ 年 月 日
工 事 内 訳 ※		金 額
計		円

※ 工事内訳は、具体的に記載し、消費税及び地方消費税を含む金額を記載してください。

8-8 罹災証明書

--

整理番号	
------	--

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家の所在地	小山市
住家の被害の程度	
被害の状況	

住家以外	所在地	小山市
	所有者氏名	
	家屋の種類	
	被害の程度	

※この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

上記のとおり証明します。

年 月 日

小山市長



8-9 災害に対する小山市の支援情報

各件について情報案内をし、各相談については担当課を案内する。

件名	担当課
り災証明について 固定資産税及び都市計画税の減免	理財部 資産税課 家屋係
納税相談	理財部 納税課 徴収対策班
個人市民税の減免 個人市民税等の軽減 (災害により生じた損失の雑損控除)	理財部 市民税課 市民税係
国民健康保険税の減免 介護保険料の減免 後期高齢者医療保険料の減免	理財部 市民税課 市税管理係
金融機関	理財部 財政課 財政管理係
ごみの収集について	市民生活部 環境課 廃棄物対策係
災害見舞金について 住宅修繕費等利子補給金交付事業について 被災者生活再建支援法に基づく支援制度について	保健福祉部 福祉総務課 福祉管理係
被災した障がい者の相談	保健福祉部 福祉総務課 障がい支援係
被災した高齢者の相談支援	保健福祉部 高齢生きがい課 地域支援係
資金融資制度	産業観光部 農政課 農政・食育係
資金融資制度に係る利子に対する支援について	産業観光部 農政課 農政・食育係
農畜産物被害対策について	産業観光部 農政課 生産振興係
企業向け融資	産業観光部 商業観光課 商業振興係 産業観光部 工業振興課 工業振興係
中小企業融資制度利子補給制度	産業観光部 商業観光課 商業振興係
市営住宅の入居希望について	建設水道部 建築課 住宅管理係
水道料金・下水道使用料等の減免について	建設水道部 上下水道総務課 営業推進係
被害住宅修繕等の手続きについて	都市整備部 建築指導課 建築指導係 都市整備部 都市計画課 開発指導係
教科書・教材等の提供	教育委員会 教育総務課 総務政策係
文化財関係	教育委員会 博物館 業務係 教育委員会 文化振興課 文化財係

資料 9 災害情報・伝達関係

9-1 栃木県火災・災害等即報要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部（局）が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が2以上の消防本部（局）にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部（局）と当該火災等について、主として応急措置（火災の防衛、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った消防本部（局）が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部（局）又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部（局）が報告するものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、原則として当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町は、災害に関する即報について県へ報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部（局）からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報について消防庁へ報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部（局）は、第1報を県と消防庁へ報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部（局）は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町又は消防本部（局）は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告

をするものとする。県は、市町又は消防本部（局）からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告をするとともに、市町又は消防本部（局）からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部（局）が直接消防庁に報告する場合は、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告するものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。なお、報告に万全を期すため、特に第1報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（県、市町又は消防本部（局）が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

市町及び消防本部（局）が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部（局）は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又は栃木県防災情報システム端末等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は県知事から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部（局）（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 市町又は消防本部（局）は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 市町又は消防本部（局）は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町及び消防本部（局）が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

(4) 市町及び消防本部（局）は、情報の共有化を図るため相互に連携を保つものとする。

(5) 市町又は消防本部（局）は、県に報告をすることができない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告をするものとする。

(6) 上記(1)から(5)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町又は消防本部（局）はその状況を直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

(7) 消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」により行うものとする。

(8) 県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表1のとおりとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- (a) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (b) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- (c) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- (d) 特定違反對象物の火災
- (e) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- (f) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

(g) 損害額1億円以上と推定される火災

(h) 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

(イ) 林野火災

- (a) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- (b) 空中消火を要請又は実施したもの
- (c) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
- (d) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- (a) 航空機火災
- (b) 船舶火災であって社会的影響度の高いもの
- (c) トンネル内車両火災
- (d) 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 湖沼・河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

ウ 原子力災害等

(ア) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

エ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

オ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(例示) 施設等で多数の人が避難したもの

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられ

る等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）

（例示）・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 市町が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

（例示）台風、豪雨、豪雪

- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、火災噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 台風、豪雨により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(エ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

エ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町又は消防本部（局）は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 危険物等に係る事故

ア 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故等に伴う漏えいで付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(3) 原子力災害等

第2の1の(2)のウに同じ。

(4) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

- (5) 爆発・異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災の種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せて記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。（ア）において同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の(e)、(f)又は(g)のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) 罹災者の避難保護の状況

(オ) 市町及び消防本部（局）の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(4) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(5) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(6) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。

なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(7) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに市町の応急対策状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(9) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(10) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）自衛隊の派遣要請、出動状況

(11) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には急病人等を含む。

イ 「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部（局）名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）・市町、その他関係機関の活動状況

- ・避難指示の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）は本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所・発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町又は消防本部（局）から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部（局）、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他市町が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸

数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町名

市町毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等

(エ) 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

附 則

この要領は、平成2年5月15日から施行する。

この要領は、平成7年1月17日から施行する。

この要領は、平成8年5月15日から施行する。

この要領は、平成12年2月15日から施行する。

この要領は、平成12年12月1日から施行する。

この要領は、平成15年6月27日から施行する。

この要領は、平成15年10月15日から施行する。

この要領は、平成16年3月1日から施行する。

この要領は、平成16年11月1日から施行する。

この要領は、平成18年3月20日から施行する。

この要領は、平成19年3月31日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

この要領は、平成20年9月9日から施行する。

この要領は、平成21年3月23日から施行する。

この要領は、平成22年3月29日から施行する。

この要領は、平成24年3月30日から施行する。

この要領は、平成24年5月31日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年6月14日から施行する。

この要領は、令和3年6月8日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年5月12日から施行する。

別表1 連絡先

県	終 日	危機管理 防災局 危機 管理課 及び 消防 防災課	防災行政 ネットワーク	電話	発信特番-500-2136
				F A X	発信特番-500-2146
			N T T回線	電話	028-623-2136
				F A X	028-623-2146
消 防 庁	勤務時間内 (平日 9時30分 ～ 18時15分)	応急 対策室	N T T回線	電話	03-5253-7527
				F A X	03-5253-7537
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90-49013
				F A X	発信特番-048-500-90-49033
	勤務時間外	宿直室	N T T回線	電話	03-5253-7777
				F A X	03-5253-7553
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90-49102
				F A X	発信特番-048-500-90-49036

第1号様式（火災）

第 報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146		
第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL発信特番- 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)		市町 (消防本部名)	
(月 日 時 分現在)		報告者名	(TEL)

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			栃木県防災 情報マップ 6- , - (英字) (数字)
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)
火元の業態・ 用 途	事業所名 (代表者氏 名)		
出火箇所	出火原因		
死傷者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人	死者の生じた 理 由	
建物の概要	構造 階層	建築面積	m ²
		延べ面積	m ²
焼損程度	焼損棟数 全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼損面積 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部 (署) 台 人 消 防 団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人		
救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式（特定の事故）

第 報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL発信特番-500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)			
事故名	1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故 (月 日 時 分現在)	報告者名	(TEL)
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()		
発生場所			
事業所名			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分
消防覚知方法	気象状況		
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ()	物質名	
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()		
施設の概要	危険物施設の区分		
事故の概要			
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)
		重症	人 (人)
		中等症	人 (人)
		軽症	人 (人)
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員
	事業所	自衛防災組織	人
		共同防災組織	人
		その他	人
	消防本部 (署)		台
	消防団		台
	消防防災ヘリコプター		機
	海上保安庁		人
自衛隊		人	
警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		その他	人
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL発信特番-500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)			
		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者（性別・年齢）	負傷者等 人（ 人）		
	計 人	{ 重症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽症 人（ 人）		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数（見込）		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）〔災害概況即報〕

第 報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

災害の概況	発生場所			発生日時	月 日 時 分									
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟		
		うち 災害関連死者					軽傷	人	半壊		棟	床下浸水		棟
		不明	人						一部 損壊		棟	未分類		棟
状況	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況													
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他市町が講じた応急対策													

《危機管理課・消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。(緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難の区別をはっきりさせること。)
- 5 道路、崖くずれの状況について確認する。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

※ 対照世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式（その2）〔被害状況即報〕

終日		⇒NW-FAX発信特番-500-2146/NTT-FAX 028-623-2146				送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課 (NW-TEL発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)				※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】					
市町名		区分		被害		区分		被害		備考					
(消防本部名)		田		流出・埋没 ha		公立文教施設		千円		災害対策本部等の況		県			
報告者名		畑		冠水 ha		農林水産業施設		千円							
災害名		流出・埋没 ha		公共土木施設		千円				市の					
報告番号		冠水 ha		その他の公共施設		千円									
第 報		学校		箇所		小計		千円		災害救助法		計		団体	
(月日時現在)		病院		箇所		公共施設被害市町数		団体							
区分		被害		道路		箇所				適用市町村名		計		団体	
人的被害		死者		橋りょう		箇所		農業被害							
うち災害関連死者		人		河川		箇所		林業被害		千円		その他		件	
行方不明者		人		砂防		箇所		畜産被害		千円					
負傷者		重傷		清掃施設		箇所		水産被害		千円		被害総額		千円	
軽傷		人		鉄道不通		箇所		商工被害		千円					
全壊		棟		被害船舶		隻		その他		千円		119番通報件数		件	
世帯				水道		戸		災害の概況							
半壊		棟		電話		回線		応急対策の状況		消防機関等の況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)			
世帯				電気		戸									
一部破損		棟		ガス		戸		状況		自衛隊の災害派遣		その他			
世帯				ブロック塀等		箇所									
床上浸水		棟						状況		自衛隊の災害派遣		その他			
世帯															
床上浸水		棟		り災世帯数※2		世帯		状況		自衛隊の災害派遣		その他			
世帯				り災者数※2		人									
人				火災発生※3		建物		件							
公共建物		棟		危険物		件									
※1 非住家		その他		その他		件									

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」によるが、特に次のことに注意すること。

※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。

※2 被災世帯及び被災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。

※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

◎被害額は省略することができるものとする。

◎119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

9-2 各種報告等様式一覧

様式番号	様式名
様式1	職員動員報告書
様式2	職員の派遣要請について
様式3	職員の派遣のあっせんについて
様式4	職員の応援要請について
様式5	自衛隊の災害派遣要請について
様式6	自衛隊の災害派遣部隊の撤収について
様式7	災害救助法の適用について（要請）

様式 1

職員動員報告書

部 課

月 日 時現在	班内職員数	動員数
	人	人

No.	職名	氏名	勤務日	勤務時間	勤務内容
1			月 日	時 分から 時 分まで	
2			月 日	時 分から 時 分まで	
3			月 日	時 分から 時 分まで	
4			月 日	時 分から 時 分まで	
5			月 日	時 分から 時 分まで	
6			月 日	時 分から 時 分まで	
7			月 日	時 分から 時 分まで	
8			月 日	時 分から 時 分まで	
9			月 日	時 分から 時 分まで	
10			月 日	時 分から 時 分まで	
11			月 日	時 分から 時 分まで	
12			月 日	時 分から 時 分まで	
13			月 日	時 分から 時 分まで	
14			月 日	時 分から 時 分まで	
15			月 日	時 分から 時 分まで	

様式2

小災本第 号
令和 年 月 日

様

小山市長 印

職員の派遣要請について

このことについて、災害対策基本法第29条の規定に基づき、職員の派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況
- 2 派遣を要請する理由
- 3 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 4 派遣を必要とする期間
- 5 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 6 その他必要事項

【連絡先】

部 課

担当

TEL

FAX

様式3

小災本第 号
令和 年 月 日

栃木県知事 様

小山市長 印

職員の派遣のあっせんについて

このことについて、災害対策基本法第30条の規定に基づき、職員の派遣のあっせんを要請します。

記

- 1 災害の状況
- 2 派遣を要請する理由
- 3 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 4 派遣を必要とする期間
- 5 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 6 その他必要事項

【連絡先】

部 課

担当

TEL

FAX

様式 4

小災本第 号
令和 年 月 日

栃木県知事 様
市町長 様

小山市長 印

職員の応援要請について

このことについて、災害対策基本法第67・68条の規定に基づき、職員の応援を要請します。

記

- 1 災害の状況
- 2 応援を求める理由
- 3 応援を希望する期間
- 4 応援を希望する内容
- 5 その他参考事項

【連絡先】

部 課

担当

TEL

FAX

様式5

小災本第 号
令和 年 月 日

栃木県知事 様

小山市長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を下記のとおり要請します。

記

- 1 災害の状況

- 2 派遣を要請する理由

- 3 派遣を希望する期間

- 4 派遣を希望する区域、内容
 - (1) 活動区域

 - (2) 活動内容

- 5 その他参考事項

【連絡先】		
	部	課
担当		
TEL		
FAX		

様式6

小災本第 号
令和 年 月 日

栃木県知事 様

小山市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について

このことについて、 年 月 日付け小災本第 号で要請した災害派遣について、下記のとおり撤収を要請します。

記

1 撤収期日

年 月 日

2 撤収理由

3 備考

【連絡先】

部 課

担当

TEL

FAX

様式7

第 号
令和 年 月 日

栃木県知事 様

小山市長 印

災害救助法の適用について（要請）

このことについて、令和 年 月 日からの大雨により小山市において発生した災害について、下記のとおり災害救助法施行令第1条第1項第4号に基づく災害救助法の適用について申請します。

記

- 1 適用市町 小山市
- 2 適用の内容 災害救助法施行令第1条第1項第4号
(多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたこと。)
- 3 適用年月日 令和 年 月 日
- 4 適用すべき理由

- 5 被害状況
例) 死者、行方不明、負傷者、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損等の状況
- 6 小山市の対応状況
例) 災害対策本部設置日時、県に対する自衛隊派遣要請日時等

資料10 防災協定関係

10-1 防災協定締結先一覧(自治体等)

令和6年10月1日現在

番号	協 定 名	締 結 先	締 結 日
10-1-1	災害時における市町村相互応援に関する協定 →災害時における市町相互応援に関する協定	県内市町村 →県内市町	平成8年7月30日 令和4年2月22日 (改定)
10-1-2	災害時における相互応援に関する要綱	北関東・新潟地域連携軸推進協議会	平成8年10月14日
10-1-3	災害時における小山市と葛飾区との相互応援に関する協定	東京都葛飾区	平成8年11月13日
10-1-4	災害時における相互応援に関する協定	茨城県結城市	平成22年3月29日
10-1-5	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	平成23年4月18日
10-1-6	小山市と大崎市との災害時相互応援協定	宮城県大崎市	平成23年11月3日
10-1-7	災害時相互応援協定	兵庫県西宮市、静岡県富士宮市、福井県あわら市 富山県南砺市	平成26年10月26日
10-1-8	小山市と富岡市との災害時における相互応援に関する協定	群馬県富岡市	平成26年10月26日
10-1-9	大規模災害時における相互応援に関する協定	東京都世田谷区	平成26年10月26日

番号	協 定 名	締 結 先	締 結 日
10-1-10	災害時における相互応援に関する協定	兵庫県豊岡市	平成28年3月1日
10-1-11 -12 -13	災害時相互応援に関する協定	茨城県日立市、埼玉県新座市、愛知県豊川市、愛知県西尾市 東京都東村山市（加入） 愛知県安城市（加入）	平成28年3月18日 平成30年6月1日 平成30年11月1日
10-1-14	災害時の相互協力に関する協定	農林水産省 関東農政局 栃木南部農業水利事業所	平成29年3月14日
10-1-15	原子力災害時における笠間市民の県外広域避難に関する協定	栃木県真岡市、栃木県下野市、栃木県上三川町 栃木県壬生町、茨城県笠間市	平成29年3月22日
10-1-16	災害時における相互応援に関する協定	茨城県笠間市	平成29年3月22日
10-1-17	災害時広域支援連携協定	茨城県結城市、栃木県栃木市、栃木県下野市 栃木県野木町	平成29年7月7日
10-1-18	災害時における相互応援に関する協定（関東どまんなか）	茨城県古河市、栃木県栃木市、埼玉県加須市 栃木県野木町、群馬県板倉町	平成29年10月16日
10-1-19	災害時における相互応援に関する協定	埼玉県鴻巣市	平成31年1月21日
10-1-20	小山市といすみ市との連携に関する協定	千葉県いすみ市	令和元年5月14日
10-1-21	災害時の「道の駅」利用に関する基本協定	宇都宮国道事務所	令和3年5月31日

10-2 防災協定締結先一覧(民間)

令和6年10月1日現在

番号	協 定 名	締 結 先	締結日	種 別								
				食料・飲料・ 生活必需品	医療救護	資 機 材	人員提供	応急対策活動	情報収集・ 伝達	避難場所等 提供	そ の 他	
10-2-1	災害時における緊急輸送の協力に関する協定	栃木県トラック協会小山支部	平成9年7月14日 平成28年9月30日 (内容見直し)									緊急輸送
10-2-2	災害時における協力に関する事項	小山郵便局	平成9年10月24日 平成28年12月21日 (包括協定)			○				○	○	郵便 情報提供
10-2-3	災害時の医療救護活動に関する協定	小山地区医師会	平成12年3月27日 令和5年11月7日 (改定)		○							
10-2-4	災害時における防災活動協力に関する協定書	イオン株式会社ジャスコ小山店	平成18年7月12日	○		○	○				○	災害情報 提供
10-2-5	地域防災における応急対策の協力に関する協定	小山建設業協同組合	平成18年12月11日			○	○	○				巡回
10-2-6	地域防災における応急対策の協力に関する協定 →災害時における応急対策の協力に関する協定	小山市管工事業協同組合	平成18年12月11日 令和6年3月13日 (改定)			○	○	○				
10-2-7	地域防災における応急対策の協力に関する協定	小山市電気設備業協会	平成18年12月11日			○	○	○				
10-2-8	地域防災における応急対策の協力に関する協定	小山市造園建設業協会	平成18年12月11日			○	○	○				

番号	協 定 名	締 結 先	締結日	種 別								
				食料・飲料・ 生活必需品	医療救護	資 機 材	人員提供	応急対策活動	情報収集・ 伝達	避難場所等 提供	そ の 他	
10-2-9	災害時における食糧及び生活必需品等の確保に関する協定	とちぎコープ生活協同組合、 とちぎよつ葉生活協同組合	平成19年11月21日	○								
10-2-10	災害時における応急対策用資機材等の供給に関する協定	株式会社レンタルのニッケン 小山営業所	平成20年1月30日			○						
10-2-11	小山市と社団法人全国霊柩自動車協会による災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定	社団法人全国霊柩自動車協会	平成21年1月23日			○						遺体搬送
10-2-12	災害時における救援物資の供給協力に関する協定	利根コカ・コーラボトリング 株式会社	平成21年11月12日	○								
10-2-13	災害時における救援物資の供給協力に関する協定	サントリーフーズ株式会社、 関東フーズサービス株式会社	平成22年12月16日	○								
10-2-14	災害時における応急対策業務に関する協定	小山市消防一水会	平成23年10月11日					○	○			
10-2-15	災害時における応急対策業務に関する協定	小山市消友会	平成23年10月11日					○	○			
10-2-16	災害時における応急対策業務に関する協定	栃木県警親会小山支部	平成23年10月11日		○ ※補助			○	○			要配慮者 介護補助
10-2-17	災害時における応急対策業務に関する協定	公益社団法人隊友会 栃木県 隊友会小山支部	平成23年10月17日					○	○			
10-2-18	災害時における救援物資の提供協力に関する協定	株式会社伊藤園	平成24年3月11日	○								
10-2-19	下都賀地区における災害時の相互協力に関する協定	栃木市、下野市、壬生町、野 木町、岩舟町、栃木県建設業	平成24年10月29日			○	○					

番号	協 定 名	締 結 先	締結日	種 別								
				食料・飲料・ 生活必需品	医療救護	資 機 材	人員提供	応急対策活動	情報収集・ 伝達	避難場所等 提供	そ の 他	
		協会下都賀支部、警察署、消防（合計13機関）										
10-2-20	災害時における救援物資の提供協力に関する協定	両毛ヤクルト販売株式会社	平成25年1月22日	○								
10-2-21	地域防災における応急対策の協力に関する協定	株式会社東光高岳	平成25年8月9日	○ ※生活用水				○		○	ヘリポート、仮設住宅建設用地提供	
10-2-22	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	ジャパンソルト株式会社	平成25年12月12日	○								
10-2-23	災害時における電気設備の復旧等に関する協定	栃木県電気工事業工業組合	平成26年3月26日					○				
10-2-24	災害時における電気設備の復旧活動等に関する協定	栃木県電気工事業工業組合小山支部	平成26年3月26日					○				
10-2-25	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	株式会社とちぎテレビ、株式会社栃木放送	平成27年3月7日								放送	
10-2-26	災害時における避難者支援の協力に関する協定	学校法人白鷗大学	平成27年3月7日				○ ※学生ボランティア			○		
10-2-27	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	テレビ小山放送株式会社	平成27年3月7日								放送	
10-2-28	災害時における物資の供給に関する協定	レンゴー株式会社小山工場	平成27年3月7日			○						
10-2-29	災害時の歯科医療救護活動に	一般社団法人小山歯科医師会	平成28年2月1日		○							

番号	協 定 名	締 結 先	締結日	種 別								
				食料・飲料・ 生活必需品	医療救護	資 機 材	人員提供	応急対策活動	情報収集・ 伝達	避難場所等 提供	そ の 他	
	関する協定											
10-2-30	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成28年2月3日	○		○						
10-2-31	広告付き避難所等電柱看板に関する協定	東京電力タウンプランニング株式会社栃木総支社	平成28年9月2日									避難所案内看板設置
10-2-32	災害時における応急対策業務に関する協定	北関東総合警備保障株式会社	平成28年9月2日			○	○	○	○			
10-2-33	無人航空機による応急対策活動に関する協定	株式会社都市設計	平成28年9月2日						○			
10-2-34	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	平成28年11月15日	○		○						
10-2-35	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社ベイシア	平成28年12月8日	○		○						
10-2-36	災害時における応急対策業務に関する協定	富士通株式会社小山工場	平成29年1月26日			○		○				
10-2-37	災害時における応急対策業務に関する協定	昭和電工株式会社小山事業所	平成29年1月26日			○	○	○				
10-2-38	災害時における応急対策業務に関する協定	東京鋼鐵株式会社	平成29年1月26日	○ ※生活用水		○	○	○				風呂提供
10-2-39	災害時における応急対策業務に関する協定	株式会社小松製作所小山工場	平成29年1月26日	○ ※生活用水		○	○	○				風呂提供

番号	協 定 名	締 結 先	締結日	種 別								
				食料・飲料・ 生活必需品	医療救護	資 機 材	人員 提供	応急対策活動	情報収集・ 伝達	避難場所等 提供	そ の 他	
10-2-40	災害時における応急対策業務に関する協定	株式会社巴コーポレーション 小山工場	平成29年1月26日	○ ※生活 用水		○	○	○				
10-2-41	災害時における応急対策業務に関する協定	東京鉄鋼株式会社本社工場	平成29年1月26日	○ ※生活 用水		○	○	○				風呂提供
10-2-42	災害時における応急対策業務に関する協定	文化シャッター株式会社小山 工場	平成29年1月26日	○ ※生活 用水		○	○	○				避難所用 間仕切り 提供
10-2-43	災害時における応急対策業務に関する協定	株式会社UACJ押出加工小 山	平成29年1月26日	○ ※生活 用水		○	○	○				風呂提供
10-2-44	災害時における応急対策業務に関する協定	小平産業株式会社	平成29年1月26日			○	○	○				
10-2-45	災害時における応急対策業務に関する協定	古河産機システムズ株式会社 小山工場	平成29年1月26日			○	○	○				
10-2-46	災害時における応急対策業務に関する協定	KDDI株式会社北関東総支 社	平成29年1月26日									・避難所 通信機器 及びWi -Fi基 地局設置 ・衛星携 帯電話、 通信機器 貸出し

番号	協 定 名	締 結 先	締結日	種 別								
				食料・飲料・ 生活必需品	医療救護	資 機 材	人員提供	応急対策活動	情報収集・ 伝達	避難場所等 提供	そ の 他	
10-2-47	災害時における管理施設の使用等に関する協定 →道の駅思川の災害時等における施設利用の協力に関する協定	株式会社小山ブランド思川	平成29年2月2日 令和5年3月28日 (改定)									施設使用
10-2-48	災害時における応急対策業務に関する協定	小山市美田東部土地改良区	平成29年3月14日					○	○			
10-2-49	災害時における応急対策業務に関する協定	思川西部土地改良区	平成29年3月14日					○	○			
10-2-50	災害時における応急対策業務に関する協定	間々田乙女土地改良区	平成29年3月14日					○	○			
10-2-51	災害時における法律相談業務に関する協定	栃木県弁護士会	平成30年1月18日									無料法律相談
10-2-52	災害時における生活用水等の確保に関する協定	栃木県南部生コンクリート協同組合	平成30年1月18日	○ ※生活用水・消防用水		○	○					
10-2-53	災害時における物資集積・配送拠点の運営及び物資の配送等に関する協定	佐川急便株式会社北関東支店	平成30年1月18日			○	○					・物資の配送 ・物資集積・搬送拠点等の運営

番号	協 定 名	締 結 先	締結日	種 別								
				食料・飲料・ 生活必需品	医療救護	資 機 材	人員提供	応急対策活動	情報収集・ 伝達	避難場所等 提供	そ の 他	
												・被災者の物資ニーズの収集
10-2-54	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	三信電工株式会社	平成30年1月18日									避難所案内看板設置
10-2-55	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成30年2月26日							○		・ホームページキャッシュサイトの掲載 ・ヤフーサービス上への市の各種防災情報の掲載
10-2-56	災害時における応急対策業務に関する協定	小山用水利地改良区	平成30年3月23日						○	○		
10-2-57	災害時における応急対策業務に関する協定	絹土地改良区	平成30年3月23日						○	○		
10-2-58	災害時における応急対策業務に関する協定	小山市美田北部土地改良区	平成31年2月8日						○	○		

番号	協 定 名	締 結 先	締結日	種 別							
				食料・飲料・ 生活必需品	医 療 救 護	資 機 材	人 員 提 供	応 急 対 策 活 動	情 報 収 集 ・ 伝 達	避 難 場 所 等 提 供	そ の 他
10-2-59	災害時における応急対策業務に関する協定	小山市美田中部土地改良区	平成31年2月8日					○	○		
10-2-60	災害時における防災活動協力に関する協定	小山自動車処理組合	平成31年2月8日					○			
10-2-61	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社 坪野谷紙業	平成31年3月1日	○ ※紙製品							
10-2-62	災害時における地図製品等の供給に関する協定	株式会社 ゼンリン (総合販売本部 関東エリアグループ)	平成31年3月1日			○ ※地図					・地図の複製利用許諾 (災害時) ・WEBサービスの利用許可
10-2-63	災害時における避難者支援業務及び防災備蓄品等の保管に関する協定	荒井商事株式会社	令和元年9月24日					○		○	備蓄品の保管
10-2-64	災害時における応急対策業務に関する協定	飯塚土地改良区	令和2年3月23日					○	○		
10-2-65	災害時における応急対策業務に関する協定	大美間土地改良区	令和2年3月23日					○	○		
10-2-66	緊急災害支援活動に関する協定	株式会社ザイマックスアルファ	令和2年9月1日					○		○	

番号	協 定 名	締 結 先	締結日	種 別							
				食料・飲料・ 生活必需品	医療救護	資 機 材	人員 提 供	応急対策活動	情報収集・ 伝達	避難場所等 提供	そ の 他
10-2-67	災害時における応急対策業務に関する協定	小山市大谷東部土地改良区	令和3年3月18日					○	○		
10-2-68	災害時における応急対策業務に関する協定	小山市犬塚中久喜土地改良区	令和3年3月18日					○	○		
10-2-69	地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定	株式会社イソベ建設	令和3年5月31日			○	○	○			
10-2-70	災害時における施設の提供協力に関する協定	株式会社デベロップ	令和3年7月29日							○	
10-2-71	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	小山旅館業組合	令和3年9月3日							○	受援体制時の宿泊先確保協力
10-2-72	無人航空機による応急対策活動に関する協定	テクノオリーブ株式会社	令和4年3月1日					○	○		無人航空機を使用した被災地における初動情報の収集活動等
10-2-73	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	令和4年3月1日	○							
10-2-74	災害時における電動車両等の支援に関する協定	東日本三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社	令和4年3月11日					○			

番号	協 定 名	締 結 先	締結日	種 別							
				食料・飲料・ 生活必需品	医 療 救 護	資 機 材	人 員 提 供	応 急 対 策 活 動	情 報 収 集 ・ 伝 達	避 難 場 所 等 提 供	そ の 他
10-2-75	災害時における応急対応業務の支援に関する協定	株式会社日本ウォーターテックス	令和4年6月22日			○	○	○			
10-2-76	災害時における建築物の応急対策業務等の応援協力に関する協定	一般社団法人栃木県建築士会	令和4年7月14日					○			・市有施設等の応急危険度判定業務 ・被災建築物の補修等に関する相談業務
10-2-77	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定	栃木トヨタ自動車株式会社、 栃木トヨペット株式会社、 トヨタカローラ栃木株式会社、 ネットトヨタ栃木株式会社、 トヨタモビリティパーツ株式会社	令和4年9月22日					○			
10-2-78	災害時等における施設の提供に関する協定	五月女総合プロダクト株式会社	令和4年10月3日	○						○	
10-2-79	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社カワチ薬品	令和5年2月21日	○							
10-2-80	災害時における相互協力に関する協定	北日本ガス株式会社	令和5年3月3日			○	○				

番号	協 定 名	締 結 先	締結日	種 別								
				食料・飲料・ 生活必需品	医療救護	資 機 材	人員提供	応急対策活動	情報収集・ 伝達	避難場所等 提供	そ の 他	
10-2-81	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人小山薬剤師会	令和5年11月7日		○							
10-2-82	災害時における施設の提供及び生活物資の供給協力に関する協定	株式会社ヨークベニマル	令和6年3月1日	○							○	
10-2-83	災害時における物資供給に関する協定	スギホールディングス株式会社	令和6年9月18日	○								

※締結先の法人名・団体名につきましては、締結時の名称で記載しております。

10-3 防災協定締結先一覧(福祉関係)

令和6年10月1日現在

番号	協 定 名	締 結 先 法 人	受入可 能人数	締 結 日
		事 業 所		
10-3-1	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福) 紫雲会	30	平成25年12月26日
		花見ヶ丘学園		
10-3-2	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福) 彰義重政会	5	平成25年12月26日
		一桃舎		
10-3-3	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福) 孝友会	10	平成25年12月26日
		ひらわの郷		
		グループホームひらわ		
10-3-4	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福) 延寿会	10	平成26年2月27日
		春わらう舎		
10-3-5	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福) 小山清風会	10	平成26年2月27日
		しょうし苑		
		デイサービスセンターコスモス		
10-3-6	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(NPO) 小山そよかぜ	10	平成26年2月27日
		小山ひまわり		
10-3-7	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福) 薫風会	10	平成26年2月27日
		富士見荘		
		初田郷富士見荘		

番号	協 定 名	締 結 先 法 人	受入可 能人数	締 結 日
		事 業 所		
10-3-8	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(医) 光風会		平成26年 2 月 27 日
		晃南	5 0	
		デイサービスわかば	3 5	
10-3-9	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(医) さくら会		平成26年 2 月 27 日
		さくら野	1 0	
		グループホームさくらの家	2	
10-3-10	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(医) 信誠会		平成26年 2 月 27 日
		荻部太陽の家	1 0	
10-3-11	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福) 洗心会		平成26年 2 月 27 日
		サンフラワーグリーンホーム	3	
		サンフラワーケアセンター	3	
		サンフラワーガーデン	4	
		サンフラワーショートステイ	2	
		サンフラワー療護園	4	
		サンフラワーワークセンター	5	
10-3-12	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福) ソフィア会		平成26年 2 月 27 日
		おはようの家	6	
		えいぶるの里	6	

番号	協 定 名	締 結 先 法 人	受入可 能人数	締 結 日
		事 業 所		
10-3-13	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福) 丹緑会	10	平成27年 8 月 24 日
		栗林荘		
10-3-14	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福) 厚生会	10	平成27年 8 月 24 日
		穂の香苑		
10-3-15	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福) くすの木会	10	平成27年 8 月 24 日
		きぬの里		
10-3-16	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(医) 朝日会	20	平成30年 3 月 7 日
		朝日病院		
		思川ケアステージ		
10-3-17	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(医) 博愛会	10	平成30年 3 月 7 日
		祇園荘		
10-3-18	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(医) 星野会	5	平成30年 3 月 7 日
		つむぎの郷		
10-3-19	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福) 豊心会	3	平成30年 3 月 7 日
		すみれ乳児院		
10-3-20	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福) パステル	5	平成30年 3 月 7 日
		C S Wおとめ		

※締結先の法人名・団体名につきましては、締結時の名称で記載しております。

小山市地域防災計画

令和7（2025）年1月

発行 小山市防災会議
